様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

1　入札説明書に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | - | - | - | 用語の定義 | 協力企業の定義として、運営・維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者とされています。運営事業者である構成員が業務遂行上の責任を負い、要求水準書に定める業務実施体制を確保することを前提として、他企業が運営・維持管理業務に必要な人員及び技術的支援を行う場合、当該企業を協力企業として構成企業に含めることは可能でしょうか。 | 可とします。 |
| 2 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ　運営・維持管理業務 | (b) について、「運営事業者は、本施設を運転することにより発生した沈砂、し渣および助燃剤を施設内で適正に管理し、本組合が指示するまで運搬を行うものとする。」とありますが、車両の手配は受注者と考えてよろしいでしょうか。受注者にて手配の場合、運搬車両の仕様は受注者の選定としてよろしいでしょうか。 | 車両の手配及び仕様については、要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。 |
| 3 | 10 | 第3章 | 1 | (1) | 入札参加者の構成等 | 業務の一部を請負又は受託することを予定している企業（以下、「協力企業」という。・・・）とありますが、一次下請及び二次下請を予定している企業を協力企業とするかは参加者の裁量との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 10 | 第３章 | 2 | (1),(2) | 各業務を行うものの要件 | 建設事業者が、プラント工事と建築工事の２社で構成される場合、建築工事のみが現地で行われる期間、清掃施設工事の監理技術者は専任、非常駐でよろしいでしょうか | 可とします。 |
| 5 | 10 | 第３章 | 2 | (2) | 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 | 国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルに記載の通り、監理技術者は製作期間と工事期間に分けて、それぞれ異なる技術者で配置可能と考えてよろしいでしょうか。 | 監理技術者の途中交代は、実施設計及び製作期間と現場工事期間において、現地専任期間を明確に区分できる場合、設計及び工場製作のみを行っており、現場施工が行われていないときに限り、可とします。ただし、交代の時期は工程上一定の区切り（交代する期間が書面により明確になっている）と認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保することなどの措置により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと本組合が認めた場合のみ交代が可能です。なお、配置予定技術者の申請は実施設計及び製作期間と現場工事期間の2名を申請してください。 |
| 6 | 10 | 第３章 | 2 | (2) | 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 | 製作期間の監理技術者・現場代理人は非専任としてよろしいでしょうか。 | 不可とします。 |
| 7 | 10 | 第３章 | 2 | (2) | 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 | （２）における工事経験は、現場代理人および担当技術者での経験も認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 10 | 第3章 | 2 | (2) (b) | 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 | 配置技術者は設計・工場製作期間、現場施工期間と明確に区別できる場合、専任配置する技術者はリレー可能と考えてよろしいでしょうか。 | No.5に記載のとおりです。 |
| 9 | 11 | 第3章 | 2 | (2) b | 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 | 配置予定技術者は複数申請してもよろしいでしょうか。また、実施設計及び製作期間（非専任）と現地工事期間（専任）に分けて、それぞれ異なる技術者を配置可能と考えてよろしいでしょうか。 | 配置予定技術者の複数申請については、No.5に記載のとおりですが、実施設計及び製作期間においても専任が必要です。 |
| 10 | 11 | 第３章 | 2 | （3） | 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 | 運営・維持管理業務を行う者については、共同企業体を結成し行うことは不可と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 11 | 11 | 第３章 | 2 | （3） | 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 | 「本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも１者は次の要件を満たすこと」とありますが、構成員と協力企業が分担して業務を行う場合、運転管理業務の全部または一部を担当する協力企業についても3 (b)に定める「地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設（水処理方式は生物学的脱窒素処理方式に限る）に係る３年以上の運転管理業務実績を有すること。」の要件が必要と理解してもよろしいでしょうか。 | 入札説明書に記載のとおりです。構成員が要件を全て満たしていない場合はお見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 11 | 第3章 | 2 | (3) | 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 | (b) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設（水処理方式は生物学的脱窒素処理方式に限る）に係る3 年以上の運転管理業務実績を有すること。とありますが、連続して3年以上の経験との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | 11 | 第3章 | 2 | (3) c | 本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 | 現場総括責任者は複数申請してもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 14 | 11 | 第３章 | 2 | （３） | 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 | 「入札説明書第3章2(3)(c)において、「現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後専任で3年間以上配置できること」とあります。当該要件を満たす技術者を運営開始後3年間以上配置した後は、本事業において十分な実務経験を積んだ後任者を現場総括責任者として配置することは可能との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>ただし、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有している必要があります。 |
| 15 | 11 | 第3章 | 2 | (3) | 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 | 複数の者による業務実施が可能な表現となっていますが、実施方針に係る質問に対する回答書No.30と同様に運営・維持管理業務における共同企業体による事業実施は不可でしょうか。<br>上場企業もしくは上場企業子会社等の経営面で安定した企業にて構成され、運営業務期間を通じで事業継続の可能性が高い企業のみで構成された共同企業体の場合は認めていただけますでしょうか。 | 運営・維持管理業務の実施を目的とした共同企業体の設立は不可とします。 |
| 16 | 11 | 第3章 | 3 | (2) | 構成企業の制限 | 入札参加有資格者名簿に登録されている状況として、工事、物品・役務提供いずれかの登録があればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 17 | 12 | 第3章 | 5 | (1) | 運営事業者の設立に関する要件 | 「SPCは組合管内に本店を置くこと。」とありますが、本件施設内で法人登記を行ってもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 18 | 12 | 第3章 | 5 | (2) | 運営事業者の設立に関する要件 | 「SPCへの出資は落札者の構成員全員によるものとし」とありますが、代表企業以外の構成員に対する最低出資比率の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 19 | 18 | 第5章 | 1 | (2) | 現地見学会 | 開催期間以外の日程にて、再度の見学日を設けることは可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 20 | 18 | 第5章 | 1 | (3) | 入札説明書等に関する質問受付 | 令和8年9月25日に公表された「実施方針に係る質問に対する回答書」のご回答内容は、公告後も有効でしょうか。 | 無効です。 |
| 21 | 23 | 第6章 | 3 | ー | 入札提案書類 | 技術提案書の提出部数について、第6章 3 入札提案書類 では「各11部（正本1部、副本10部）」と記載されていますが、第7章 4 提案書 では「各10部（正本1部、副本9部）」との記載となっています。正しい提出部数をご教示ください。また、施設計画図書、添付資料及び提案図書概要版についても同様に正本1部、副本9部としてよろしいか併せてご教示ください。 | 提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版）の部数は、正本1部、副本10部の計11部としてください。<br>また、施設計画に係る提案概要の部数は11部としてください。 |
| 22 | 23 | 第６章 | 3 | | 入札提案書類 | 入札提案書類は２分冊とし、構成は事業者の裁量という理解でよろしいでしょうか。 | 提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版）は、入札説明書に記載順の構成として、合冊で製本し提出してください。なお、製本の方法はチューブファイルとします。<br>一方、施設計画に係る提案概要については、単体で提出してください。 |
| 23 | 23 | 第6章 | 3 | | 入札提案書類 | 提案書として「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料」「提案図書概要版」を各11部提出とありますが、これら図書は合冊にて製本し提出してもよろしいでしょうか。 | No.22に記載のとおりです。 |
| 24 | 23 | 第６章 | 3 | | 入札提案書類 | 「施設計画に係る提案概要」は電子データには格納するが、入札提案書類に綴じこまず、単体で提出するものと理解してよろしいでしょうか。 | No.22に記載のとおりです。 |
| 25 | 23 | 第６章 | 3 | | 入札提案書類 | 「提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ（CD-R）」とありますが、データ容量によりCD-Rに記録できない場合は、DVD-Rにデータを格納し提出してもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 26 | 23 | 第6章 | 3 | | 入札提案書類 | 「提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ（CD-R）」とありますが、CD-Rへの格納が困難なデータ容量である場合はDVD等の他の媒体に保存し提出してもよろしいでしょうか。 | No.25に記載のとおりです。 |
| 27 | 24 | 第6章 | 3 | (4)ア | 施設概要説明書 | 「(h)量的質的変動対策について具体的に明記すること。」及び「(k)(省略)年間使用量を含む。」はそれぞれ(g)、(j)の項目に対する説明であり、別途提出を要する項目ではないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。施設概要説明書は（a）～（r）となるように作成し、提出してください。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28 | 24 | 第６章 | 3 | (4)ア | 施設概要説明書 | (h) 量的質的変動対策について具体的に明記すること。とありますが、(g)プロセス説明（各プロセス及び独自な設備）を補足する内容とし、(h)と(g)が一つの項目と理解してよろしいでしょうか。 | No.27に記載のとおりです。 |
| 29 | 24 | 第６章 | 3 | (4)ア | 施設概要説明書 | (k) 電気、薬剤、活性炭、油脂類、その他消耗品のリスト及び年間使用量を含む。とありますが、(j)運転管理条件（運転時間一覧表含む）を補足する内容とし、(k)と(j)が一つの項目であると理解してよろしいでしょうか。 | No.27に記載のとおりです。 |
| 30 | 24 | 第6章 | 3 | (4)ア | 施設概要説明書 | (n)主要機器の耐用年数及び経年的補修・整備費一覧表（20年分）は、内容が充足されていると思われる様式第13-14-1及び様式第13-14-2を代用でよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 31 | 24 | 第６章 | 3 | (4)ア | 施設概要説明書 | (o) 運転管理人員及びその組織体制は、当該様式で提示する人員配置計画で記載する人員は現地に配置する人員という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 32 | 24 | 第６章 | 3 | (4)エ | 図面 | (a) 全体配置他、縮尺が示されていない図面に関して、縮尺は事業者の裁量という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 33 | 27 | 第7章 | 4 | ー | 提案書 | 提案書は、片面印刷と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり、片面印刷としてください。 |
| 34 | 27 | 第7章 | 4 | (1) | 提案書 | 「提案書は～各10部（正本1部、副本9部）提出」とありますが、P23　3入札提案書類では各11部とあります。各10部（正本1部、副本9部）が正と考えてよろしいでしょうか。 | No.21に記載のとおりです。 |
| 35 | 27 | 第7章 | 3 | (2) | 入札書 | 「なお、スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、特定事業契約締結日とする。」とありますが、廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（環境省令和7年3月改訂）P.51※1には「事業者選定手続きが長期化する場合、入札公告日と契約日までの物価上昇分を提案価格に反映できない問題が生じるため、価格改定に用いる基準日は入札公告日や提案書提出日とするなど、応募者の見積作成時期に合わせる等の対応が望まれる。」と記載されており、入札日を契約金額の基準としていただけないでしょうか。 | 入札説明書に記載のとおりとします。 |
| 36 | 28 | 第７章 | 4 | (6) | 提案書 | 「関心表明書は提出しないこと」とありますが、構成企業以外の企業名を記載することは問題ないでしょうか。 | 構成企業以外の企業名を記載することは認めないものとします。<br>企業名の記載については、入札説明書に記載のとおりです。 |
| 37 | 29 | 第７章 | 6 | (4) | 要求水準書範囲外の提案について | 要求水準書範囲外の提案について、提案が明らかに逸脱していなければ、基本的に了解をいただけると理解してよろしいでしょうか。 | 入札説明書等に記載のとおりです。 |
| 38 | 36 | 別紙3 | 3 | (1)ア | 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合 | 想定されている各会計年度の出来高予定額がございましたらご教示ください。 | 各会計年度における設計・建設業務に係る出来高予定額は、次のとおりです（消費税及び地方消費税を含む。）。<br>・令和9年度　　381,200,000円<br>・令和10年度　1,429,500,000円<br>・令和11年度　2,954,300,000円<br>また、令和9年度の出来高予定額は、予算上の上限額です。さらに、令和9年度の交付対象額は、277,000,000円としてください。<br>なお、各年度の支払額については、入札金額を踏まえ、契約締結時に協議の上、決定するものとします。 |
| 39 | 36 | 別紙3 | 4 | (1) | ア設計・建設業務に係る対価 | 「スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、特定事業契約締結日とする。」と記載がありますが、入札日から特定事業契約締結日までヒアリング等があるため、入札日と契約締結日が乖離しております。交付金作成要領の「交付対象事業費の算定要領　価格」にも記載があるとおり、契約金額の基準となる日は入札日とさせていただけないでしょうか。 | 入札説明書に記載のとおりとします。 |
| 40 | 36 | 別紙3 | 4 | (1) | ア設計・建設業務に係る対価 | 　工期末までかなりの期間を有する工事となりますが、物価高騰によるスライドの変更はあるでしょうか。また、昨今の物価上昇より上昇率は予期することが出来ないためインフレスライド条項を適用することは可能でしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 41 | 38 | 別紙 | | | 別紙3 本事業において本組合が事業者に支払う対価について | 運営・維持管理業務委託料の物価変動等による改定について、契約時点では予測することが難しい国際紛争等の影響に伴い、指定する物価指標の変動と、受託者が実際に負担する調達価格の変動が著しく乖離し、当該指標による改定では合理的な費用を賄うことが困難となった場合は、「その他例外的な改定」に該当するものとして、実勢価格等を踏まえた改定方法について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 42 | 39 | 別紙 | | | 別紙4 リスク分担表 | 入札説明書別紙4「リスク分担表」において、第三者賠償リスク「調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害」は事業者負担とされています。一方、運営・維持管理業務委託契約書(案)第60条では、「受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合」と規定されています。リスク分担表における第三者賠償リスクについても、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害を対象とするものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 43 | 39 | 別紙4 | ― | ― | 注 2），注 3） | 注2の物価変動、注3の不可抗力に対して、一定程度までは事業者の負担との記載がありますが、一定程度の基準をご教示ください。 | 入札説明書に記載のとおりです。 |
| 44 | 39 | 別紙4 | ― | ― | 注 4） | 「・・・計画処理量に対して著しい変動があった場合には、本組合、事業者の協議による。」とありますが、著しい変動とは具体的にどの程度でしょうか。 | 添付資料1を逸脱しない範囲とします。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

2　要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 第1章 | | | 総則 | 本仕様書中で〔 〕内明示のものは本組合が標準と考える形式、参考値、材質であり、同等以上と認められる場合には変更も可とする。〔 〕内空欄のものは工事受注者「以下、「受注者」という。」の仕様によるとありますが、発注者のメリットについては、様式第11-1に記載して提案するという形でもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり、様式第11号-1等に記載してください。 |
| 2 | 2 | 第1章 | 第1節 | 6. | 敷地面積 | 建築確認申請の申請敷地は、既存施設を含んだ範囲(約11,000㎡)と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 2 | 第1章 | 第1節 | 6. | 敷地面積 | 当該敷地の敷地境界線が分かる資料の提示をお願いします。 | 参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対し、公図及び測量成果を組合事務所にて提示します。 |
| 4 | 3 | 第1章 | 第2節 | 5. | 1) (2)受入貯留設備 | 搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を別系統で受入れるとありますが、後段の資源化設備(中継槽:均等分割)の処理フローを考慮し、受入口は別系統、沈砂槽以降については同系統×2系列としてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 5 | 4 | 第1章 | 第2節 | 5. | 1) 水処理設備、資源化設備 | (6)消毒設備<br>高度処理水中に残存する細菌類等を〔塩素〕により、十分に混和消毒するための設備とする。とありますが、維持管理性等に優位性が認められる場合は紫外線消毒装置等の提案も認められると考えてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。ただし、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 6 | 4 | 第1章 | 第2節 | 5. | 2) (1)土木・建築設備 | 「処理部と管理部の同フロアの階高は合わせるものとする。」とありますが、処理部と管理部の床レベルを合わせ、かつ管理部として十分なスペースを確保できる階高とすれば、処理部と管理部の階高が異なっていてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 7 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 確認申請の対象敷地面積は、約4,400㎡（更新施設の工事範囲）との理解でよろしいでしょうか。 | No.2に記載のとおりです。 |
| 8 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 見積提出時の質問回答にて既存施設の建築確認申請関係資料をご提示いただいておりますが、検査済証につきましてもご提示いただけないでしょうか。なお、検査済証が存在しない場合、既存建築物の法適合性の確認及び必要な対応については、貴組合にて整理いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 既存施設の検査済証については、平成27年9月の水害により関係書類を消失しております。なお、既存建築物の法適合性の確認及び必要な対応については、本事業の業務範囲に含むものとします。 |
| 9 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 工事範囲内には、地中埋設物（埋設廃棄物、地下構造物、埋蔵文化財等）、地中障害物はないと考えてよろしいでしょうか。確認された場合は、その処理に要する費用及び工期への影響は、貴組合の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 埋設物については、管理棟への給水配管及び排水管、既存施設の第1柱からの電力ケーブル及び既存施設から管理棟への電力ケーブル等が埋設されています。<br>地中障害物についてはお見込みのとおりです。<br>また、既存施設に関連しない想定外の地中埋設物等、通常予見できないものについては、協議対象とします。 |
| 10 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 立地条件<br>1) 地形・土質等 | 工事範囲内には、埋設物や地中障害等はないと考えてよろしいでしょうか。確認された場合は、その処理に要する費用や工期は別途補償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.9に記載のとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 事業予定地において土壌汚染状況調査は実施済みであり、特段の対策を要する土壌汚染は確認されていないものと理解してよろしいでしょうか。万が一、土壌汚染が確認された場合、その処理に要する費用及び工期への影響については、貴組合の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 土壌汚染対策法に係る地歴調査は事前に実施済みですが、本工事における一定の規模以上の土地の形質の変更届については、事業者において作成して提出してください。また、地歴調査結果は参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して組合事務所にて提示します。<br>土壌汚染が確認された場合は、お見込みのとおりです。<br>なお、土壌汚染対策法に係る届出等の手続きは、発注者が行うものとしますが、要求水準書【設計・建設工事編】「2　許認可申請」に記載のとおり、事業者は、必要な図面、計算書、技術資料その他の添付資料を作成するとともに、発注者が行う申請等の手続きに協力するものとします。 |
| 12 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 立地条件<br>1) 地形・土質等 | 工事範囲内には、土壌汚染はないと考えてよろしいでしょうか。確認された場合は、その処理に要する費用や工期は別途補償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。<br>土壌汚染対策法に係る調査は貴組合にて実施済みとの理解でよろしいでしょうか。 | No.11に記載のとおりです。 |
| 13 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 別添資料5の地質調査資料の内容と現場の状況に差異が生じた場合の、施設配置や基礎構造の変更等に伴う費用及び工期への影響については、貴組合の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 地質調査資料と現場状況に極端な差異がある場合はお見込みのとおりですが、費用及び工期への影響が少なくなるよう計画してください。 |
| 14 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 別添資料6から合理的に読み取れる条件に基づき、土砂災害特別警戒区域を避けて施設配置等を計画した結果、土砂災害特別警戒区域への抵触が確認され、追加対策、設計変更等が必要となった場合の追加費用及び工期への影響については、貴組合にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、必要事項は宮城県等に対して確認を取って計画してください。 |
| 15 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 別添資料1では敷地西側のがけが途中で切れていて、がけ上部までの高さが読み取れないため、現地確認等に基づき想定したがけ高さの条件により計画を行いますが、その結果、宮城県建築基準条例第5条（がけ条例）の適用により、追加対策、設計変更等が必要となった場合の追加費用及び工期への影響については、貴組合にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | がけ条例が適用されるものとして計画してください。 |
| 16 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 1)地形・土質等 | 土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許可又は届出が必要となった場合、当該手続きは貴組合にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 届出は発注者により行いますが、必要な資料等の作成・届出の支援等は事業者の所掌範囲と考えてください。 |
| 17 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6. | 立地条件<br>1) 地形・土質等 | 敷地西側には崖があり、高さ2mを超える崖の下端からの水平距離の2倍以内の土地の区域は、宮城県建築基準条例第5条（がけ条例）の適用を受ける可能性があると考えられます。条例適用の有無を判断するため、崖の造成図をご提供いただくことは可能でしょうか。 | 参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対し、関連資料を組合事務所にて提示します。 |
| 18 | 4 | 第1章 | 第2節 | 6 | 立地条件(4)規制 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が設定されていますが、都道府県定める規制以外に市町村・施設管理者にて別途定める上乗せ基準等があればご教示ください。 | 市町村（大和町）及び施設管理者（発注者）において、別途定める上乗せ基準等はありません。 |
| 19 | 5 | 第1章 | 第3節 | | 4)敷地周辺設備(3)(4) | 現況の井戸の取水可能量、現況井戸の詳細資料について御提供いただけないでしょうか。 | 平成23年10月施工の新井戸（法面下）に係る詳細資料については、添付資料2のとおりです。<br>また、旧井戸（沢側）及び新井戸による取水可能量については、運転管理日報により、1日当たり1,000$m^3$以上であることを確認しています。<br>なお、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対し、井戸に関する詳細資料を組合事務所で提示します。 |
| 20 | 5 | 第1章 | 第2節 | 6. | 4)敷地周辺設備 (3) | 生活用水について、「地下水（井水）を利用する。」とありますが、プロセス用水と同様に既設井戸が使用可能であれば、既設使用としてよろしいでしょうか。また、既設井戸を使用した場合、現在の検査結果は飲料可ですが、清掃等を行った結果、水質が変わり、追加設備が必要になった場合、費用について協議いただけると考えてよろしいでしょうか。 | 既設使用は要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおり可とします。<br>なお、清掃等に起因する追加設備については事業者の負担とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 5 | 第1章 | 第2節 | 6. | 4)敷地周辺設備 (5)雨水 | 「公共用水域に排水する」とありますが、位置等をご教示願います。 | 提示可能な資料を、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して組合事務所で提示します。 |
| 22 | 5 | 第1章 | 第2節 | 6. | 立地条件<br>4) 敷地周辺設備 | (6) 電話について、防災無線は必要ありませんでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 23 | 5 | 第1章 | 第2節 | 5) | 気象条件 | 設計に用いる気象条件は、「建築設備設計基準」に基づき設定するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 24 | 5 | 第1章 | 第2節 | 6. | 立地条件<br>5) 気象条件 | 凍結深度、積雪量をご教示お願いします。 | 垂直積雪量については、垂直積雪量の指定（平成13年宮城県告示第145号　最終改正：平成20年第406号）によるものとします。<br>凍結深度については、事業者が敷地の実況を調査のうえ判断してください。具体的な数値については、仙台市ホームページに記載の設計凍結深図、凍結深度早見表を参考に判断してください。 |
| 25 | 6 | 第1章 | 第3節 | 3 | 変更 | 建設予定地は土壌汚染等はないものと考えてよろしいでしょうか。<br>汚染が確認された場合の対応費用や期間は貴市より補償いただけると考えてよろしいでしょうか。 | No.11に記載のとおりです。 |
| 26 | 7 | 第1章 | 第4節 | 1 | 試運転 | 新施設稼働に向けて必要な種汚泥は既存施設より譲渡いただけるものと考えてよろしいでしょうか。<br>また、汚泥負荷を事前調整いただくことは可能でしょうか。 | 種汚泥の譲渡及び汚泥負荷の事前調整は可能です。具体的な時期、量及び方法等については、協議の上、決定するものとします。 |
| 27 | 8 | 第1章 | 第4節 | 3. | 3)　性能試験者とその期間 | 悪臭、騒音、振動の測定日は試験期間中1日、資源化製品の測定回数は、1回/日と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 28 | 8 | 第1章 | 第5節 | 2) | 試運転期間①本組合負担 | 沈砂の搬出・処分も組合負担と考えてよろしいでしょうか。 | 沈砂の搬出・運搬は受注者、処分は発注者の負担とします。<br>なお、運搬先は以下のとおりです。<br>名称：一般廃棄物最終処分場<br>所在地：黒川郡大和町吉田字欠ノ上古屋敷27番35 |
| 29 | 8 | 第1章 | 第5節 | 2) | ①本組合負担 | 試運転期間における助燃剤の処分費についての経費分担は貴組合のご負担と考えてよろしいでしょうか。 | 脱水汚泥の含水率が70%以下となり、助燃剤と認められたものについては、搬出先（環境管理センター熱回収施設）までの運搬費を受注者の負担とし、処分費は受注者の負担外とします。<br>なお、含水率70%を超える脱水汚泥については、要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。 |
| 30 | 8 | 第1章 | 第5節 | | 2) | 試運転期間における実負荷（し尿等）運転開始以降の経費の分担ですが、沈砂・助燃剤の運搬・処分は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。 | No.28、29に記載のとおりです。 |
| 31 | 8 | 第1章 | 第5節 | 2) | 2) ②受注者負担 | 電気料金について、新設側受電後、既設の運転及び処理に関わる費用は貴組合のご負担と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 32 | 15 | 第1章 | 第9節 | 1. | 4)図面 | (12)単線結線図について、高圧単線結線図の提出でよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。 |
| 33 | 19 | 第1章 | 第10節 | 5. | 完成及び引渡し図書の帰属 | 「1) 受注者は、完成及び引渡し図書の全ての著作権）を本組合に無償譲渡するものとする・」とありますが、この権利及び権限は、本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 34 | 21 | 第1章 | 第11節 | 1. | 45) 電気設備工事必携（地方共同法人日本下水道事業団）<br>46) 電気設備工事特記仕様書（地方共同法人日本下水道事業団）<br>47) 電気設備工事一般仕様書・同標準図（地方共同法人日本下水道事業団） | 今回電気的な仕様のみ下団仕様が追記されておりますが、電気設備の準拠規格については、第3節電気設備に記載のJIS、JEC、JEM、電気設備技術基準及び国土交通省営繕仕様等を主たる準拠規格と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 35 | 21 | 第1章 | 第11節 | 1. | 54)下水道施設耐震計算例 | 機械の耐震計算に係る規格、基準として54)下水道施設耐震計算例がありますが、23)建築設備耐震設計・施工指針を主たる準拠規格と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。 |
| 36 | 21 | 第1章 | 第11節 | 2. | 許認可申請 | 1) 受注者が主体となる許認可申請、報告および届け出等には「建築確認申請業務」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 37 | 21 | 第1章 | 第11節 | 2. | 許認可申請 | 「発注者又は発注者が委任した行政書士が作成する」業務に関する費用は発注者負担との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 21 | 第1章 | 第11節 | 2. | 許認可申請 | 本事業に伴う造成工事については、都市計画法第29条に基づく開発許可は不要との理解でよろしいでしょうか。 | 現在の敷地の地目は宅地であり、現時点では開発許可は不要と想定しています。ただし、事業者は、本事業の実施に当たり必要となる許認可等について確認し、必要な手続きを行うものとします。なお、開発許可等が必要となった場合の対応については、No.16に記載のとおりとします。 |
| 39 | 22 | 第1章 | 第11節 | 4 | 3)現場管理 | 組合様と協議の上，環境施設センター敷地内の用地を現場事務所，資材置場，駐車場スペース等として無償提供頂けると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、既存施設の運転に支障がないように計画してください。なお、詳細は受注後の協議の上、決定するものとします。 |
| 40 | 22 | 第1章 | 第11節 | 4. | 5)仮設道路及び仮設電気、水道、電話、用水 | 既設処理棟前の植栽、街灯を車両動線確保のため仮撤去は可能でしょうか。また可能な場合復旧は必要でしょうか。 | 既設処理棟前の植栽及び街灯の仮撤去は可能とします。ただし、撤去した街灯については、工事完了後、現状復旧するものとします。また、境界杭（プレートを含む）を撤去した場合についても、工事完了後、原状に復旧するものとします。 |
| 41 | 23 | 第2章 | 第1節 | 1 | 施設稼動開始以降の計画処理量の推移（kL/日） | 運営・維持管理業務編と記載内容が異なりますが、どちらが正となりますでしょうか。 | どちらも正です。<br>本施設の整備に当たっては、要求水準書【設計・建設工事編】に記載の計画処理量を適切に処理出来るように計画してください。 |
| 42 | 23 | 第2章 | 第2節 | 1 | し尿等の搬入時間 | 浸出水の移送車両の搬入時間もし尿等に含まれると考えてよろしいでしょうか | 浸出水の移送車両の搬入時間は、平日はし尿等の搬入時間に準じますが、土曜日及び祝日も搬入します。搬入回数は1日4回です。 |
| 43 | 23 | 第2章 | 第2節 | | 搬入時間・運転時間等 | し尿、ローリー車の車両サイズをご教示願います。 | し尿等の処理搬入車両及び浸出水処理水運搬車両の車両寸法については、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して、組合事務所で提示するものとします。 |
| 44 | 24 | 第2章 | 第4節 | | 搬入し尿等の性状 | 浄化槽汚泥の性状値は、計画設計要領(2021改訂版)の非超過確率75%値を提示されていますが、搬入される実績値を採用されていない理由についてご教示願います。 | 性状分析結果及び他事例等と比較して検討した結果、設定しています。 |
| 45 | 24 | 第2章 | 第5節 | 1. | 1)放流水水量 | 「放流水水量〔70〕m3/日以下」は浸出水処理水（希釈水含む）の放流水量は含まないと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 46 | 25 | 第2章 | 第5節 | 1. | 2)放流水水質 | 放流水水質は浸出水処理水を含まない、し尿等の処理水と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 47 | 28 | 第2章 | 第8節 | | 1) | 搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を〔別系統（農集排汚泥は浄化槽汚泥と同系統）〕で受入れ…とありますが、し尿及び浄化槽汚泥を同系統で受入れとし、受入口を各1基としてもよろしいでしょうか。 | 同系統での受入については提案を可としますが、受入口数は要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおり投入箇所1箇所に付き各2基としてください。 |
| 48 | 28 | 第2章 | 第9節 | 1 | 作業上の留意事項 | 機械基礎間で〔600〕mm以上を確保と記載ありますが、P36（第3章1節9-16）では基礎間の離れは各社提案（空白）になっています。各社提案と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり、各者提案とします。 |
| 49 | 28 | 第2章 | 第9節 | 1 | 作業上の留意事項 | 原則として、定期的な点検・整備・交換が必要な箇所には点検歩廊を設け、はしごや脚立を使用せずに管理可能な計画とすること。と記載されていますが、汎用機器の標準仕様においてタラップが設けられている場合は、当該タラップを利用した点検・整備でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 50 | 29 | 第2章 | 第9節 | 2. | 1) | 量的変動（し尿、浄化槽汚泥等の１ヶ月平均搬入量の±10%）及び質的変動が生じても安定した処理・運転ができ、とありますが、ここで適用される１ヶ月平均搬入量をご教示ください。 | 1日当たり処理量に月日数を乗じた数値となります。<br>1日当たり処理量は要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。 |
| 51 | 29 | 第2章 | 第9節 | 2. | 施設における技術的要件1) | 量的変動については、±10%と明記されていますが、質的変動の変動幅についてもご教示願います。<br>また、変動幅の適用期間としてはどの程度の期間を想定すればよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載の数値及び別添資料9の結果を逸脱しない範囲とします。<br>なお、適用期間は事業期間全体とします。 |
| 52 | 29 | 第2章 | 第9節 | 2. | 施設における技術的要件1) | 量的変動として「1ヶ月平均搬入量の±10%」で処理ができることとありますが、±10%は既存施設の搬入量の変動実績と考えてよろしいでしょうか。その場合、搬入の繁忙期であるお盆や年末、降雪前の期間においても同程度の変動を見込んでいると考えてよろしいでしょうか。 | お盆や年末等特定の変動実績に基づくものではありません。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 53 | 29 | 第2章 | 第9節 | 5. | 災害対策（水害対策、災害廃棄物の処理） | 「水害により雨水等が侵入した浄化槽やし尿便槽からの性状の薄い汚泥等の大量な搬入及び災害発生時の避難所等における仮設トイレからのし尿の処理を継続するため、一時的に増大するし尿等の貯留を可能とする中継槽や貯留槽の容量確保」とありますが、災害発生時に想定されるし尿発生量や濃度の条件があればご提示ください。 | 想定する受入量及び性状はありませんが、一時的に増大したし尿等を貯留槽等に受け入れても、受入槽等に戻すことができるように、移送管及びバイパス配管等を計画してください。 |
| 54 | 29 | 第2章 | 第9節 | 5. | | 「…一時的に増大するし尿等の貯留を可能とする中継槽や貯留槽の容量確保や…」とありますが、一時的に増大するし尿等の量をご教示ください。 | No.53に記載のとおりです。 |
| 55 | 32 | 第3章 | 第1節 | 5. | 5-1液状薬品用 3) | 「FRP製の仕様は、板厚6 ㎜以上ガラス含有率25%以上、引張強度60MPa 以上、曲げ強度130MPa 以上、曲げ弾性率6000MPa以上とすること」とありますが、自動溶解装置（タンク部FRP製）については、この仕様を保証できるメーカーが限定されます。粉体薬品の添加方法や溶解能力等を総合的に考慮した機器選定を行うため、タンク部のFRP材質については当社実績を踏まえメーカー標準を提案させていただいてよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 56 | 33 | 第3章 | 第1節 | 5. | 5-1液状薬品用 5) | 薬液貯槽のマンホールはハッチ式とありますが、ハッチ式に限らず使用頻度・実績を考慮し、他の方式（ネジ式等）を提案してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 57 | 35 | 第3章 | 第1節 | 9. | 7) | 「7) …なお、対象によっては接着系の穿孔アンカーによる施工を認めるものとする。」とありますが、対象機器をご教示ください。 | 受注後、個別での協議とします。 |
| 58 | 35 | 第3章 | 第1節 | 9 | その他 | 2階機器等の搬入搬出口については，マシンハッチを設けることにより，別途外壁に設置するメンテナンス用の開口等にはバルコニーの設置は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 2階に設置する機器の更新やメンテナンス時に、大型機器も含めて搬出・搬入を全てマシンハッチで行えるのであれば可とします。 |
| 59 | 35 | 第3章 | 第1節 | 9 | その他 | ポンプ、ブロワ等の機械基礎は原則として１台毎に独立とありますが、周囲に必要なメンテナンススペースが確保できている場合、共通号機など一体基礎としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 60 | 35 | 第3章 | 第1節 | 9. | その他 7) | 「機械基礎の鉄筋は機器の種別、運転状態等により適切なものとし、原則として床スラブ差筋に溶接すること。」とありますが、機械基礎と床スラブの一体性を確保できることを前提として、差筋施工またはあと施工アンカーによる施工としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 61 | 35 | 第3章 | 第1節 | 9. | その他 7) | 「対象によっては接着系の穿孔アンカーによる施工を認めるものとする。」とありますが、対象機器については個別協議により決定してよろしいでしょうか。 | No.57に記載のとおりです。 |
| 62 | 37 | 第3章 | 第2節 | 1. | 1-1搬入し尿等計量装置 2)能力 | 最大秤量は20t、積載台寸法は最大10kL積車が秤量可能な寸法とありますが、10kL積車を満載した状態では最大秤量の20tを超えるため、上部の通行および秤量ができません。見積提出要項等に係る質問に対する回答書（令和7年12月10日 No.51）にて、「し尿等の搬入車両として、10kLバキューム車は想定していませんが、水槽清掃等で10kL積車が受入室内に進入することを考えています。」と回答いただいていますが、こちらの考え方でよろしいでしょうか。その場合、水槽清掃車等での作業に支障がない寸法で提案させていただいてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり、水槽清掃等で10kL積車が受入室内に進入することを想定して計画してください。寸法はお見込みのとおりです。 |
| 63 | 37 | 第3章 | 第2節 | 1. | 1-1　搬入し尿等計量装置 2)能力③ | 「③積載台寸法最大〔10 〕kL 積車が秤量可能な寸法」とありますが、使用バキューム車の最大積載量が4tと記載があります。10kL積車のバキューム車を使用する予定があるでしょうか。ご教示ください。 | No.62に記載のとおりです。 |
| 64 | 37 | 第3章 | 第2節 | 1-1 | 5) 構造等 | 計量台は両端にガイドの無い平面形状のものを提案しても宜しいでしょうか。また、ピット内が点検できればピット深さが浅いタイプのトラックスケールを提案することは可能でしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 65 | 37 | 第3章 | 第2節 | 1. | 1-2　受入室(受入前室含む) 3)構造等 | 「…1 車線当たり搬入車両2 台が余裕をもって同時に投入できるスペースを確保すること。」とありますが、搬入車両は4tバキューム車2台と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。 | お見込みのとおりです。 |
| 66 | 38 | 第3章 | 第2節 | 1. | 1-3自動扉設備 | 高速スパイラルシャッターについて、本体、枠、ガイドレール及びシャッターボックス設備の材質が指定されていますが、各メーカーの標準仕様による材質としてよろしいでしょうか。 | 〔 〕内の材質は同等以上であれば、変更は可とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 67 | 38 | 第3章 | 第2節 | 1. | 1-3自動扉設備 | 高速スパイラルシャッターについて、巻取り部を屋内に配置する計画とする場合、シャッターボックスは不要としてもよろしいでしょうか。 | 不可とします。<br>なお、シャッターボックスは要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおり、内側に設置してください。 |
| 68 | 38 | 第3章 | 第2節 | 1. | 1-3 自動扉設備<br>4) 材質 | 高速スパイラルシャッターの材質は、本体〔アルミ製〕、枠〔SUS〕、ガイドレール〔SUS〕、シャッターボックス設備〔SUS〕と記載がありますが、<br>メーカー仕様ではガイドレールはアルミ製となりますので、材質を変更してもよろしいでしょうか。 | No.66に記載のとおりです。 |
| 69 | 38 | 第3章 | 第2節 | 1-3 | 自動扉設備 | 自動扉（高速スパイラルシャッター）の見通し窓は，耐風圧や製品の性能によって1/3以上を確保できない場合は，1/3以下となってもよろしいでしょうか。 | 不可とします。 |
| 70 | 38 | 第3章 | 第2節 | 1-3 | 自動扉設備 | 高速スパイラルシャッターにシャッターボックスの記載がありますが、過去の納入実績より維持管理性・メンテナンス性の優れた型式を選定してよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 71 | 38 | 第3章 | 第2節 | 1. | 1-3：自動扉設備 | 6）「停電時等にも、手動によって開閉できるようにすること。」と記載がありますが、メーカー仕様で停電時に手動での「閉」はできませんので、「開」のみの対応でも可との考えで良いでしょうか。 | 「閉」は可搬型発電機等により対応してください。 |
| 72 | 38 | 第3章 | 第2節 | 1-3 | 自動扉設備 | ⑥ 停電時等にも，手動によって開閉できるようにすること。と記載がありますが，停電時手動で開けることができますが，機構上手動で閉じることができません。手動によって開できるようにすること。と読み替えてもよろしいでしょうか。 | No.71に記載のとおりです。 |
| 73 | 42 | 第3章 | 第2節 | 2-5 | 7）構造等 | ②臭気捕集口を設け脱臭すること。とありますが、水切りコンテナ式の場合は速やかに場外搬出することとし、臭気が問題化するほどの長期間にわたる滞留を防げる運用が可能であれば脱臭は不要と認められるものと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 74 | 42 | 第3章 | 第2節 | 2-5 | 7）構造等 | ⑦水切りコンテナ式とする場合は、洗砂を搬出車両に直接積み込む装置を具備すること。（フレコンバックによる場外搬出は不可）とありますが、沈砂発生量を考慮してドラム缶による場外搬出を提案することは可能でしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 75 | 42 | 第3章 | 第2節 | 3-1 | | 受入槽からの吸込配管は1基ごとに単独で計画とありますが，破砕装置は3基の内，1基が共通予備のため，夾雑物等の詰まりがなく支障がなければ吸込配管は共通ヘッダー管式で計画してもよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 76 | 46 | 第3章 | 第3節 | 4－2 | 7）構造等 | ②高濃度臭気捕集量の低減のため、液撹拌を基本とするとありますが、総合的に判断し、施設安定性、維持管理性に優位性が認められる場合空気撹拌を採用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 77 | 47 | 第3章 | 第4節 | － | 主処理設備 | 主処理方式に採用する生物学的脱窒素処理方式には、固液分離に膜を使用しない高負荷脱窒素処理方式を採用することとする。とありますが、可能な限り膜分離装置を避けた方式を要求する趣旨と理解してよろしいでしょうか。 | 事業者の提案によります。 |
| 78 | 51 | 第3章 | 第4節 | 7. | メタノール注入装置 | メタノールは[50%液]と記載がありますが、使用する濃度は、各社提案可能と考えてよろしいでしょうか。 | 消防法の危険物に該当しない濃度の範囲で、提案を可とします。 |
| 79 | 52 | 第3章 | 第4節 | 8-1 | 冷却装置 | 冷却装置架台について「SS＋溶融亜鉛メッキ又はSUS」とありますが、当該要求の設定根拠（腐食環境区分又は腐食性評価条件等）をご教示願います。また、設置環境が屋外一般環境である場合、同等以上の耐食性能を有する塗装仕様の採用は可能でしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 80 | 54 | 第3章 | 第4節 | 9. | 9-1-4　余剰汚泥引抜ポンプ | 余剰汚泥引抜ポンプですが、返送汚泥ポンプと兼用とし、バルブ切替により汚泥移送先を変更可能としてもよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 提案を可とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 81 | 54 | 第3章 | 第4節 | 9-1-4 | 余剰汚泥引抜ポンプ | ①余剰汚泥の引抜は「9-1-3 返送汚泥ポンプ」用サクション配管を共用し、必ず返送汚泥ポンプサクション管の途中から引き込むこと。とありますが、標準的な活性汚泥法を想定した例示と理解してよろしいでしょうか。提案処理方式上、返送汚泥ポンプを設置しない場合は、余剰汚泥引抜機能を有する合理的な設備構成を採用することで要求を満足するものと考えてよろしいでしょうか。 | No.80に記載のとおりです。 |
| 82 | 62 | 第3章 | 第5節 | 2. | 2-1　活性炭原水槽 | 砂ろ過塔～活性炭吸着塔の通水を直通とし、活性炭原水槽を省略してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 83 | 65 | 第3章 | 第7節 | 1. | 放流設備 | 既設放流桝の位置をご提示願います。 | 提示可能な資料を、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して組合事務所で提示します。 |
| 84 | 66 | 第3章 | 第7節 | 2. | 2-2　放流水質自動計測装置 | 放流水質自動計測装置とは、「1-1　放流水槽　6)計測機器」に記載の「pH 計及び COD（UV）等の各計器」と同様のものであり、pH計、COD計それぞれ1台ずつ設けることも可と考えてよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 85 | 67 | 第3章 | 第7節 | 3. | 取水設備 | 井戸について「既設井戸の水質、取水量等を調査して、利用可能であれば既設井戸を使用しても可とする。」との記載がございます。別添資料10_井戸水水質試験検査結果にて水質面の実状は確認できますが、水量面での実績データを御提供いただけないでしょうか。 | 旧井戸及び新井戸による取水量については1日当たり1,000$m^3$以上使用していることを確認しています。<br>実績データは、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して、組合事務所で提示するものとします。 |
| 86 | 67 | 第3章 | 第7節 | 3. | 取水設備 | 既設井戸の腐食、破損状況が不明なため、補修・更新が必要な場合は別途協議とさせていただいてもいいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 87 | 67 | 第3章 | 第7節 | 3. | 取水設備 | 現在、貴組合で既設井戸の清掃を行っている場合、その頻度をご教示願います。<br>また、貴組合が想定している井戸の清掃等の維持方法等があればご教示願います。 | 現在、既設井戸の清掃は実施していません。井戸の清掃等の維持管理方法については、事業者の提案によります。 |
| 88 | 67 | 第3章 | 第7節 | 3. | 取水設備 | 「井水は浸出水処理水を必要により希釈できるように、〔浸出水処理水貯留槽及び既設放流桝〕にも井水を移送できるように計画すること。」とありますが、浸出水処理水の希釈はいずれの投入箇所においても可能と考えられるため、移送先は既設放流桝のみでよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 89 | 67 | 第3章 | 第7節 | 3. | 取水設備 | 「浸出水を必要により希釈できるように、〔浸出水処理水貯留槽及び既設放流桝〕にも井水を移送できるように計画すること。」とありますが、必要な希釈水量または配管口径をご教示願います。 | 浸出水の希釈設備は将来的に希釈が必要となる場合を想定して、希釈水量及び配管口径を提案してください。なお、希釈倍率等の詳細は協議により決定します。<br>また、浸出水搬入車両への井水を積み込む必要があるため、浄化槽水張水槽等から採水可能となるよう計画してください。 |
| 90 | 67 | 第3章 | 第7節 | 3-1<br>3-2 | 井戸、井水取水ポンプ | 井戸、井水取水ポンプの資料をお示しください。また、補修履歴等ございましたらお示しください | 平成23年以降補修等は行っておりません。<br>なお、旧井戸及び新井戸に係る報告書並びに新井戸の井水取水ポンプに関する資料は、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して、組合事務所で提示するものとします。 |
| 91 | 67 | 第3章 | 第7節 | 3-1<br>3-2 | 井戸、井水取水ポンプ | 井戸ポンプの仕様及び取水可能量をご教示ください。 | 井戸ポンプの仕様については、No.90に記載のとおりです。<br>なお、新井戸の取水可能量について、揚水試験結果は、平成23年9月7日時点で最大揚水量1,633.2L/min、当時の計画揚水量及びポンプ揚水量は1,000L/minです。 |
| 92 | 71 | 第3章 | 第7節 | 7 | 浸出水処理水放流設備 | 最終処分場から搬入される12ｔローリー車も当施設の計量を実施するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、当車両はP37（第3章第2節1-2）の1車線当たり搬入車両2台には該当しないものと考えてよろしいでしょうか。 | 計量は行いません。 |
| 93 | 71 | 第3章 | 第7節 | 7. | | 「本組合の最終処分場から12ｔローリー車で1日4 回程度搬入される浸出水の処理水（48m3/日程度）を一時貯留し、…」とありますが、12tローリー車のサイズ、仕様をご教示いただけないでしょうか。 | No.43に記載のとおりです。 |
| 94 | 73 | 第3章 | 第8節 | 3. | 3-1　中継槽　5) | 「液面とスラブ下面との間隔は〔0.8〕m以上とすること。」とありますが、貯留槽と同様に液面とスラブ下面との間隔は自由提案としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】第3章 第2節 4.貯留設備 4-1貯留槽 5) 構造等 ④と同等の仕様とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 95 | 76 | 第3章 | 第8節 | 4-4 | 汚泥濃縮装置<br>7) 構造等 | 高温でなくても十分な洗浄効果が得られる場合は、水洗浄による設備としてよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 96 | 77 | 第3章 | 第8節 | 4-5 | 汚泥脱水機<br>8) 付属機器 | 高温でなくても十分な洗浄効果が得られる場合は、水洗浄による設備としてよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 97 | 80 | 第3章 | 第8節 | 5-5 | 脱水補助剤供給装置<br>7) 構造等 | ドライエアによる注入装置（ブロワ）以外に、実績のある注入方式で提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 98 | 84 | 第3章 | 第9節 | 2-3-1 | 生物脱臭塔 | 除去率：H2S99.5%、MM97%、DMS85%、DMDS85% について、薬液洗浄塔の組み合わせで満足する場合、生物脱臭塔単独での除去率は省略してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 99 | 84 | 第3章 | 第9節 | 2. | 2-3-1　生物脱臭塔　3)設計条件 | 時間帯や日によって、臭気濃度が大きく変動するため、設計条件、性能保証値を満足することは難しいと考えます。よって、性能試験で性能を満足できない場合、理由を明記させていただき、1号規制、2号規制の保証値を満足することで性能保証としてもよろしいでしょうか。 | 1号規制、2号規制の保証値を満足し、かつ処理臭気の濃度が十分に低く維持されている場合において、理由を提出することで提案を可とします。 |
| 100 | 84 | 第3章 | 第9節 | 2. | 2-3-1生物脱臭塔<br>3)設計条件 | 除去率：$H_2S$99.5%、MM97%、DMS85%、DMDS85%とありますが、原臭濃度が低濃度の場合は除去率が低下する傾向にあります。そのため、除去率は臭突出口での性能保証値を満足できる範囲で提案させていただいてよろしいでしょうか。 | No.99に記載のとおりです。 |
| 101 | 85 | 第3章 | 第9節 | 2. | 2-3-1生物脱臭塔<br>7)構造等 ⑦ | 「周辺の床は耐薬品塗装とすること。」とありますが、薬品を使用しない場合は不要としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 102 | 86 | 第3章 | 第9節 | 2-4-1 | 酸洗浄塔 | 中濃度臭気は，薬液洗浄塔の前段の生物脱臭塔によって臭気内のアンモニアを除去可能と考えるため，酸洗浄塔を省略してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 103 | 88 | 第3章 | 第9節 | 2-5 | 高・中濃度用活性炭吸着塔 | 活性炭を容易かつ衛生的に交換できる場合、低濃度用活性炭吸着塔と一体型としてもよろしいでしょうか | 提案を可としますが、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 104 | 94 | 第4章 | 第1節 | 1-3 | (3)構造計画 | 地下構造物を含め、施設全体の構造基準は建築仕様と考えてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 105 | 94 | 第4章 | 第1節 | 1. | 1-3 構造計画<br>(3) | 構造計画は、“官庁施設の総合耐震・対津波計画基準”による耐震安全性の分類をⅡ類として安全性を確認することと記載がありますが、地下水槽部も含め「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」での構造設計との理解でよろしいでしょうか。<br>また、関係法令等の遵守の中に、「54)下水道施設耐震計算例」がありますが、処理棟の構造計画には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 106 | 94 | 第4章 | 第1節 | 1. | 1-3構造計画 | 構造計算におけるモデル化は、地下水槽部と処理棟を一体の建築物として、建築基準法等の建築関係法令に基づき計算するとの理解でよろしいでしょうか。 | No.104に記載のとおりです。 |
| 107 | 94 | 第4章 | 第1節 | 1. | 1-3構造計画 (3) | 耐震安全性の分類について、構造体はⅡ類とありますが、建築非構造部材及び建築設備は、各社提案と考えてよろしいでしょうか。 | 建築非構造部材はＡ類、建築設備は甲類としてください。 |
| 108 | 95 | 第4章 | 第1節 | 1. | 1-4 意匠計画<br>(3) | 見学者動線等は身体障害者等に便宜を図った内容として計画することと記載がありますが、想定見学対象者（小学生など）、人数をご教示ください。 | 10名程度を想定しています。なお、小学校児童の見学は想定していません。 |
| 109 | 95 | 第4章 | 第1節 | 1. | 1-5-1　処理部 (2) | 工具工作室は、要求水準書で示されている以下の仕様を満たしていれば、壁で区画された部屋とせず、工具工作室兼倉庫とした工具工作スペースとしてもよろしいでしょうか。<br>・外部に面し、車両で横付けできる場所とし、資材等を直接搬出入で開閉のできる部屋とすること。<br>・重量物を吊り上げるためのホイストレールを設けること。<br>・工作機器格納庫を設置し、収納すること。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 110 | 96 | 第4章 | 第1節 | 1. | 1-5-2管理部（9） | 「浴室はシャワーブース形式として、脱衣スペースを含めて2室設けること。」とありますが、本施設の運転人員、想定される利用頻度及び同時利用の可能性を考慮し、シャワーブース（脱衣スペース含む）は1室として計画してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 111 | 97 | 第4章 | 第1節 | 1. | 1-7その他（2） | 処理部の床について、「床及び排水溝は防水層（塗布防水同等以上）を設けること。」とありますが、添付資料①内部仕上げリスト（案）では、処理部の床は無機質系塗床、合成樹脂塗床とあります。添付資料①を正と考えてよろしいでしょうか。<br>なお、防水層が必要な場合、防水性がある塗床材（駐車場用ウレタン樹脂系防水床材）としてもよろしいでしょうか。 | 「床及び排水溝は」は「排水溝を設けるための二次コンクリート下及び排水溝部分は」と読み替え、処理部の床仕上げは添付資料①を標準としてください。<br>床防水層は二次コンクリート下の計画としてください。 |
| 112 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-1施工方法 | 工事に伴う工事用排水は敷地内の雨水側溝に排水する計画としてもよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、SS分の処理やpH調整等を施したうえで排水してください。 |
| 113 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-1施工方法 | 周辺道路において、工事車両の通行に関する制限事項等はありますでしょうか。 | 町道新田線は時速20km以下で走行してください。 |
| 114 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-1 施工方法<br>(1) | 建築確認申請における工事監理者は貴組合またはコンサル殿の業務所掌との理解でよろしいでしょうか。 | 事業者の所掌とします。 |
| 115 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-1 施工方法<br>(1) | 確認申請は民間の審査機関に申請することは可能でしょうか。 | 可とします。 |
| 116 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2-1 | 施工方法(4) | 「事前に家屋調査等近隣周辺状況を十分確認し」とありますが、近隣に住宅が見受けられないため、家屋調査は不要と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 117 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-1 施工方法<br>(4) | 事前に家屋調査等近隣周辺状況を十分確認し、とありますが、家屋調査を想定している近隣周辺とはどの範囲を見込んでいるのか、図示してご提示いただくことは可能でしょうか。 | No.116に記載のとおりです。 |
| 118 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-2仮設工事　1) | 監督職員および施工監理者事務所は、現場事務所と同一の建屋内に設置してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 119 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-2仮設工事　1) | 「現場事務所、監督職員事務所、施工監理者事務所、作業員詰所、資材置場等については、計画地状況、工事条件等を充分に把握し、受注者の責任において確保すること。」と記載がありますが、敷地内を無償貸与いただけますでしょうか。 | No.39に記載のとおりです。 |
| 120 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-2仮設工事　1) | 現場事務所、監督職員事務所、施工監理者事務所及び仮設事務所の仮設水道、仮設用水は既存施設の井水配管を分岐して使用してよろしいでしょうか。また、上記に伴う動力光熱費は発注者負担と考えてよろしいでしょうか。 | 可とします。<br>なお、既存施設の運営事業者の仮設事務所を除く光熱費は受注者の負担とします。 |
| 121 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-2　仮設工事 | 監督員事務所、施工監理者事務所の広さ、備品をご教示願います。 | 2部屋用意することとします。<br>広さ及び備品は受注後の協議とします。 |
| 122 | 97 | 第4章 | 第1節 | 2-2 | 仮設工事 | 監督職員事務所に必要なスペース及び備品をご指示ください。 | No.121に記載のとおりです。 |
| 123 | 98 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-3土工事 | 残土は場外処分とありますが、指定の処分先があればご教示願います。 | 残土の処分先については、事業者において適切な処分先を確保するものとします。 |
| 124 | 100 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-8 (3)防食工事 ④ | 「膨れ、剥がれ等の不具合があった場合は必要十分な処置を無償で行うこと。」とありますが、10年間の保証履行に支障を及ぼさないと判断される場合は、処置の対象外としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 125 | 100 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-8 (3)防食工事 ④ | 「水槽内点検の費用負担は受注者によるものとする。」とありますが、浚渫、清掃費用は除くと考えてよろしいでしょうか。 | 浚渫、清掃費等の水槽内点検に係る費用は全て受注者の負担とします。 |
| 126 | 101 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-9 (1)フック等 ④ | 「マンホール近傍に安全帯取付用フック（SUS製収納タイプ）」とありますが、柱・壁に設置の場合は収納タイプ以外としてもよろしいでしょうか。 | 柱・壁に設置の場合は収納タイプ以外を可とします。 |
| 127 | 102 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-11 建具工事<br>(3) シャッター | シャッターは頻繁に開閉する箇所（助燃剤搬出室等）は電動式とし、原則高速シャッターとすることとの記載がありますが、高速シャッターの仕様（速度）をご教示お願いします。 | 開閉速度12～18m/分としてください。 |
| 128 | 102 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-12内部仕上げ（2） | 「処理部の床は〔原則として、二次コンクリート打設による〕水勾配（1/200～1/100）をとり」とありますが、処理部の床で、増し打ちコンクリート等にて水勾配を確保できる場合は、二次コンクリートの打設は不要と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>ただし、水洗い等の排水溝は設ける計画としてください。 |
| 129 | 102 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-12内部仕上げ（2）② | 「受入室、受入前室、ホッパ室等の車両が走行する床は耐摩耗性、耐衝撃性及び耐擦傷性に十分配慮した無機質系塗床材（コンクリート一体成形型）とすること。」とありますが、同等以上の性能が確保できれば、他の工法を提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可としますが、協議によることとします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 130 | 103 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-12内部仕上げ（4） | 「階段手摺は、処理部はアルミ製」とありますが、添付資料①内部仕上げリスト（案）では、階段手摺について、処理部はSUS製となっております。処理部の階段手摺の材質については各社提案と考えてもよろしいでしょうか。 | アルミ製同等以上としてください。 |
| 131 | 103 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-12内部仕上げ（5） | 「処理部2階には機器搬出入口としてバルコニー（着脱式カラーアルミ製手摺）を設けること。」とありますが、機器搬出入に支障がなければバルコニーを設けなくてもよろしいでしょうか。 | No.58に記載のとおりです。 |
| 132 | 103 | 第4章 | 第1節 | 2. | 2-13（1)屋根 ③ | 「外壁保護のため軒を出すこと。」とありますが、外壁保護が出来れば、他の方法を提案してもよろしいでしょうか。 | 使用実績等を示したうえで、提案を可とします。 |
| 133 | 106 | 第4章 | 第1節 | 3. | 3-6衛生設備（1） | 「収集業者・作業者兼用男子用〔洋大1、小1、手洗い1〕、女子用〔洋大1、手洗い1〕を設けること。」とありますが、想定利用人数及び利用頻度を考慮のうえ、必要な利便性・衛生環境を確保できることを前提として、手洗い設備については男女兼用で1箇所の設置としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 134 | 107 | 第4章 | 第1節 | 3. | 3-6衛生設備（2） | 「男子用〔洋大2、小3、手洗い2〕、女子用〔洋大2、手洗い2〕を設けること。」とありますが、想定利用人数及び利用頻度を考慮のうえ、必要な利便性・衛生環境を確保できることを前提として、便器及び手洗い設備の数量については各社提案としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 135 | 107 | 第4章 | 第1節 | 3. | 3-6衛生設備（4） | 「掃除用流し及び掃除用具入れ等を適宜設置すること。」とありますが、想定される清掃範囲及び維持管理方法を考慮のうえ、清掃作業に必要な機能・衛生環境を確保できることを前提として、掃除用流しについては処理部の手洗い設備と兼用してもよろしいでしょうか。<br>また、掃除用具入れについては清掃用具の保管場所を適切に確保する計画とし、専用の掃除用具入れを設置しない提案としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 136 | 107 | 第4章 | 第1節 | 3. | 3-9 その他 | （1）その他の建築設備は機械設備工事、電気設備及び監視計装制御設備工事仕様書を参照することと記載がありますが、公共建築工事標準仕様書（機械工事設備編、電気設備工事編）を参照との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 137 | 111 | 第4章 | 第2節 | 6. | 配管の材質 | 「SUS-TPはすべてSch20以上」とありますが、受入貯留設備などの砂分が多い箇所についてはSch20以上を使用し、資源化設備以降については流体性状に応じてSch10の使用を認めていただけないでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 138 | 114 | 第4章 | 第3節 | 2. | 2-1高圧引込設備 | 「近隣付帯施設（車庫・倉庫、洗車場及び外周道路の外灯）に電源が必用な場合は供給すること」とありますが、その他本施設から電源供給を見込むべき設備等があればご教示願います。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 139 | 117 | 第4章 | 第3節 | 2. | 2-3 3)盤構成 | ②変圧器盤、⑤低圧配電盤とありますが機能上支障がなければ、変圧器と低圧配電盤を一体型で計画してもよろしいでしょうか。 | 機能上支障がなく、変圧器に容易に接触できない構造とすることを前提に、提案を可とします。 |
| 140 | 117 | 第4章 | 第3節 | 2. | 2-3, 3) 盤構成 | 盤構成は①～⑤同様機能を有している場合、盤構成を変更してもよろしいでしょうか。具体的には変圧器盤、低圧進相コンデンサ盤、低圧配電盤は変圧器一次盤(真空遮断器等)、変圧器主幹盤(変圧器と配線用遮断器等)、動力主幹盤(低圧コンデンサと配線用遮断器等)という構成でもよろしいでしょうか。 | 機能上支障がなく、盤内でセパレートされ、変圧器主幹盤においては変圧器に容易に接触できない構造とすることを前提に、提案を可とします。 |
| 141 | 118 | 第4章 | 第3節 | 2. | 2-3, 4) 特記事項 ⑩ | デマンド計は高圧盤側に設け、中央に警報を出力するかたちでもよろしいでしょうか。 | デマンド警報の設定によります。契約電力に対し、第1段（軽故障）、第2段（重故障）など余裕をもった警報設定が可能であれば、提案を可とします。 |
| 142 | 119 | 第4章 | 第3節 | 3. | 3-1（1）制御方式 | 「主処理水槽関連の中心機器制御については中央監視盤においても可能とする」とありますが、制御は中央制御装置にて行いますが操作、設定については中央情報処理装置画面内にて構築してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 143 | 119 | 第4章 | 第3節 | 3. | 3-1, (2) 監視方式 ① | 運転、停止操作スイッチ、表示、設定等はタッチパネル操作方式を採用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 144 | 119 | 第4章 | 第3節 | 3. | 3-2 動力制御盤類仕様 | 動力制御盤・現場操作盤での操作、表示についてカラータッチパネル方式としてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 145 | 120 | 第4章 | 第3節 | 3. | 3-2 4)特記事項 ⑪ | 保守修理用電源箱において、100V系統は動力系との盤内での混触を避けるため建築設備コンセントにて対応としてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 146 | 120 | 第4章 | 第3節 | 3. | 3-3, 4) 特記事項 | 稼働積算計は主要負荷の運転指令やアンサーをPLC内部に取込み、PLC内部にて積算し中央へ表示するかたちでもよろしいでしょうか。 | 各々の機器を主要負荷と読み替えることは認められません。 |
| 147 | 122 | 第4章 | 第3節 | 5. | 5-3, (3) | 電流減少係数（低減率）を考慮した許容電流計算に基づきケーブルサイズを決定することを条件として、動力線をラック上で段重ねしてもよろしいでしょうか。 | 放熱低下の観点から、段重ねは認められません。 |
| 148 | 122 | 第4章 | 第3節 | 5. | 5-3 特記事項（5） | 「原則として盤類の裏面についても点検用スペースを確保」とありますが水槽の補修・点検が必要となる水槽壁に面する盤に限定してもよろしいでしょうか。 | 水槽壁、外壁以外に面する盤については、配線や放熱に支障がないこと、かつ、補修や交換作業を全て前面からできる場合は提案を可とします。 |
| 149 | 122 | 第4章 | 第3節 | 5. | 5-3 特記事項（7） | 「支持金物は立ち上げ場所等を考慮して計画し、原則として水槽壁面は事前プレート埋込とし、アンカーを打たないこと。」と記載がありますが、プレートの埋込に伴う費用および工期への影響を考慮し、十分な施工実績を有し信頼性を確保できる接着系アンカーを採用してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 150 | 125 | 第4章 | 第3節 | 7. | 7-1 防災設備 | 自火報受信機設置場所について［正］を中央監視室、〔副〕を小会議室とする記載がありますが、中央監視室と小会議室を同棟、同階で計画し、火災監視場所を複数必要としない配置とした場合は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 151 | 125 | 第4章 | 第3節 | 7. | 7-2 電話設備 | 本建設場所はNTTが提供するVPN（仮想専用線）を利用できるインターネット光回線サービス対象エリアと考えてよろしいでしょうか。 | 現在の運転管理受託者において、インターネット光回線を利用しています。ただし、NTTが提供するVPN（仮想専用線）の利用可否については、事業者において確認するものとします。 |
| 152 | 126 | 第4章 | 第4節 | 7. | 7-5 時計設備 | 親機：電波時計<br>子機：電波時計<br>との記載がありますが、電波時計を採用する場合、親機子機の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。 | 時計設置箇所が標準電波を問題なく受信できる前提で、親機子機の設置は不要とします。 |
| 153 | 126 | 第4章 | 第3節 | 7. | 7-6 外部電源接続盤 | 外部電源接続箱に接続する発電機等は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。また可搬式発電機のため、ご指定の設備の発電機運転機器（電源バックアップ機器）は手動で選択すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>外部電源接続盤から各設備・機器の電源供給、運転方法は手動で計画していますが、詳細は設計段階における受注者との協議により決定するものとします。 |
| 154 | 126 | 第4章 | 第3節 | 7. | 7-6 外部電源接続盤 | 外部電源接続箱について、想定されている設置場所があればご教示願います。 | 事業者の提案によります。 |
| 155 | 127 | 第4章 | 第4節 | | 監視計装制御設備 | デマンド監視・警報設備について情報処理装置内にて構築してもよろしいでしょうか。 | メンテナンス性と運用上支障がない前提で、提案を可とします。 |
| 156 | 127 | 第4章 | 第4節 | | | 本設備は、施設の運転に必要な自動制御装置、遠方監視装置・・・とありますが、遠方監視装置とは同処理場内の監視室で監視する装置と考えてよろしいでしょうか。または場外での遠方監視を可能とするシステムでしょうか。 | 処理場内の監視室で監視する装置とご理解ください。 |
| 157 | 127 | 第4章 | 第4節 | 2. | | 中央監視「盤」ではなく、中央監視設備機器(パソコン、UPS、シーケンサ等)を収納するパソコン専用耐震「ラック」の設置を想定しております。型式・構造については、各社提案でよろしいでしょうか。 | 「盤」以外の装置構成で中央監視盤の機能を満たす前提で、型式・構造について提案を可とします。 |
| 158 | 127 | 第4章 | 第4節 | 2. | 1)形式 | 監視・制御システムの形式について、自立型コントローラ盤（2重化CPU内蔵）とOAデスク上の情報処理装置の組み合わせを採用してもよろしいでしょうか。 | 監視・制御システムの機能を満たす前提で、提案を可とします。 |
| 159 | 128 | 第4章 | 第4節 | 4. | | テレビカメラとして、有線式のネットワークカメラを採用してもよろしいでしょうか。 | 経済性・メンテナンス性を考慮し、運用上支障がない前提で、提案を可とします。 |
| 160 | 129 | 第4章 | 第4節 | 5. | 動力制御 | 処理設備ごとに電力量計を別途に設置とありますが地下ポンプ室盤などエリア単位で構成される設備については、設計・施工の効率化を考慮し、盤単位での電力計測としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 161 | 129 | 第4章 | 第4節 | 8. | 3) | 電磁流量計については、検出器と変換器分離型を原則とすること、とありますが、電磁流量計は指示値が確認できる位置に設置するため、一体型のものを採用してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 162 | 129 | 第4章 | 第4節 | 8. | 計装機器　3) | 電磁流量計について、バイパスを設けることとありますが、バイパス配管内での液の滞留による配管・バルブの劣化や、分岐部での滞留の発生による閉塞が懸念されます。メンテナンス性に十分配慮することを前提に、バイパスを設けない計画としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 163 | 130 | 第4章 | 第4節 | 9. | 9-3-1, 4) | リモート操作とは監視室にて機械の操作を行うという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、機側操作を妨げるものではありません。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 164 | 130 | 第4章 | 第4節 | 9. | 9-3-1, 4) | 水質分析等結果（インプットとも）という記載は、「水質分析結果等の値を帳票に人が任意で記載または変更できること」という理解でよろしいでしょうか。（現場設置の工業計器の値はデータロガへ取込みは行います。） | 指定された帳票のみ任意入力ができるとご理解下さい。<br>自動で作成されるデータの変更は改ざんとなりますので、運用上必要最低限のものに限ります。 |
| 165 | 131 | 第4章 | 第4節 | 9. | 9-3-2 分散形プロセスコントロールステーション | コントロールステーションはプログラマブルコントローラを使用した2重化システム等を計画してもよろしいでしょうか。また盤間リンクについては昨今の製品仕様を鑑み、専用LANにて構築してもよろしいでしょうか。 | 分散型プロセスコントロールステーション（DCS）と同等の機能を有する前提で、SCADA+2重化PLC等の提案を可とします。 |
| 166 | 131 | 第4章 | 第4節 | 9. | 9-3-4 メッセージプリンタ | メッセージプリンタはデータロガディスプレイ画面から画面印刷できるため不要としてよろしいでしょうか。 | ハードコピー及び作表プリンタで、メッセージプリンタの機能を有し、兼用可能である前提で、提案を可とします。 |
| 167 | 131 | 第4章 | 第4節 | 10. | 10-2 情報事務監視設備 | 管理部のOA-LAN、管理部、処理部の無線LAN構築については運転管理画面の受信等に限定せず、一般インターネット設備が利用できるように整備するものとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、制御系LANや情報系LANで棲み分けし、セキュリティ対策を講じたシステム構成として下さい。 |
| 168 | 132 | 第5章 | 第2節 | 2. | 雨水排水工事 | 「場内の既存の側溝、排水管等については、更新後の雨水排水量等に合わせて更新すること。」とありますが、既存施設を運用しながら更新を行う工事のため、すべて更新となった場合工事費用及び工期への影響が大きくなります。更新後の雨水排水量に対して十分な排水能力を有すると判断される場合、既設利用としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 169 | 132 | 第5章 | 第3節 | | 車庫・倉庫工事 | 車庫については、作業車等の保管機能を満足することを前提に、周囲を開放した屋根のみの構造としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 170 | 132 | 5章 | 第3節 | | 車庫・倉庫工事 | 4ｔ車の使用用途をご教示願います。汚泥搬出でも使用する場合、天蓋の高さ・開閉時の最大高さをご教示ください。 | 既存の4t車は、し渣及び乾燥汚泥の運搬に使用していました。なお、沈砂、し渣及び助燃剤等の搬出車両の調達は要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりとします。 |
| 171 | 133 | 第5章 | 第6節 | | 門・囲障工事 | 「門・囲障については（省略）更新すること。」とありますが、囲障の更新範囲は、新施設建設範囲内のみと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 172 | 133 | 第5章 | 第7節 | | 植栽工事 | 「植栽工事の範囲については敷地全域」とありますが、範囲が広大のため、新施設建設範囲内のみとさせていただけないでしょうか。 | 植栽工事の範囲は、工事範囲（約4,400㎡）を対象とします。なお、工事範囲を除く敷地内にて仮撤去した植栽については、現状復旧するものとします。 |
| 173 | 133 | 第5章 | 第7節 | | 植栽工事 | 植栽工事の範囲については敷地全域としと記載がありますが、工事範囲は敷地全体（約11,000㎡）ではなく、工事範囲（約4,400㎡）のみとの理解でよろしいでしょうか。また、緑化率の指定はありますでしょうか。 | 植栽工事の範囲はNo.172に記載のとおりです。<br>また、緑化率の指定はありません。 |
| 174 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既設建物撤去 | 既設図面、数量がわかる資料をお示しください。 | 既存建物に関する図面及び数量が分かる資料については、保管している資料を確認の上提示可能なものを、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して組合事務所で提示します。なお、平成27年9月の水害により関係書類が消失しているため、すべての資料を提示できるものではありません。 |
| 175 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既設建物撤去 | 事前に行った、アスベスト調査、PCB調査等の資料がございましたらご教示ください。 | 工事範囲内の既存建物については、これまでアスベスト及びPCBに係る調査を実施していません。なお、既存施設の工事業者が作成した参考資料については、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して、組合事務所で提示するものとします。 |
| 176 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既設建物撤去 | 仮設事務所について、必要な駐車場台数についてご教示ください。 | 運営事業者の職員用4台、来客用3台の計7台を確保するものとします。 |
| 177 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 施工者責任としての事前ｱｽﾍﾞｽﾄ調査は行いますが、既存建物のｱｽﾍﾞｽﾄ調査を行った履歴がありましたらご教示ください。 | No.175に記載のとおりです。 |
| 178 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 一般廃棄物(紙くずや粗大ごみ(家具類)等)を産業廃棄物として処分することはできません。<br>解体着手前までに一般廃棄物は残置されていないものと考えてよろしいでしょうか。 | 既存施設の処理棟を除く管理棟等の一般廃棄物及び備品の取扱いについては、添付資料3のとおりです。なお、残置物の処理は本工事の範囲内とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 179 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 既存施設の運営事業者用の仮設事務所について、ﾛｯｶｰや書棚等の備品は本工事外と考えて宜しいでしょうか。<br>本工事に含む場合、ﾘｽﾄにて仕様や数量をご指示ください。 | 仮設事務所に設置するロッカー、書棚等の備品については、本工事対象内とし、既存管理棟から移設する方法又は同等の代替品を用意する方法のいずれも可能とします。<br>なお、設置する備品及び数量については、添付資料3のとおりとします。 |
| 180 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 本工事の範囲内における既存建物（管理棟、車庫、倉庫、洗車場等）については、本工事において撤去すること。（別添資料２参照）と記載がありますが、撤去計画にあたり、既設処理棟と管理棟の間にある既存確認申請図に記載のない建物3棟の図面等（施工写真など）をご提示ください。 | No.174に記載のとおりです。 |
| 181 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 本工事の範囲内における既存建物（管理棟、車庫、倉庫、洗車場等）については、本工事において撤去すること。（別添資料２参照）と記載がありますが、撤去計画にあたり、当該建物への給電ルートをご教示お願いします。 | 既存建物への給電ルートに関する資料については、平成27年9月の水害により消失しており、保管していません。現地を確認の上、撤去計画を作成してください。なお、提示可能な資料については、参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して、組合事務所で提示するものとします。 |
| 182 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | アスベスト調査の結果、アスベストが検出された場合対策に伴う費用や工期は別途補償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | アスベスト対応に伴う費用についてはお見込みのとおりですが、工期については可能な限り工事工期内に収まるように調査時期等を含めてご提案ください。 |
| 183 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 「事前にアスベスト調査を行い、調査結果に基づき適切に解体すること。」とありますが、アスベストが検出された場合、アスベスト対応に伴う費用や工期は別途補償いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | No.182に記載のとおりです。 |
| 184 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 運営事業者の仮設事務所の各部屋の広さについてご教示願います。また備品については既設管理棟から可能なものは移設してもよろしいでしょうか。 | 各部屋の広さは受注後の協議としますが、最低限各部屋の備品が設置できるように計画してください。<br>なお、備品の移設については添付資料3のとおりとします。 |
| 185 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 運営事業者の仮設事務所に係る電気水道は既存施設より供給するものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。接続方法及び使用条件については受注後の協議により決定します。なお、移設に係る経費を除く電気使用料は発注者の負担とします。 |
| 186 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 既設管理棟に設置されている自火報受信機の、運営事業者の仮設事務所への移設は必要でしょうか。 | 既設管理棟に設置されている自動火災報知設備の受信機については、仮設事務所への移設を必要とします。なお、移設に当たっては、関係法令等を確認の上、必要な対応を行うものとします。 |
| 187 | 133 | 第5章 | 第6節 | | 既存建物撤去工事 | 既存管理棟から工事期間中の運営事業者用の仮設事務所への引越し費用は別途と考えて宜しいでしょうか。<br>本工事に含む場合、ﾘｽﾄにて仕様や数量をご指示ください。 | 本工事に含むものとします。内容については、No.179に記載のとおりです。 |
| 188 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 「管理棟の解体に伴って、工事期間中において既存施設の運営事業者の仮設事務所を設置すること。」とありますが、運営事業者用の仮設駐車場は必要ないと考えてよろしいでしょうか。また、面積、設備等条件をご提示ください。 | No.176に記載のとおりです。 |
| 189 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 仮設事務所の生活雑排水について、既存の生活雑排水設備に接続してもよろしいでしょうか。 | 可とします。なお、接続方法等については受注後の協議により決定します。 |
| 190 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 既存建物内の備品および建築設備の撤去は事業者の範囲と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 191 | 133 | 第5章 | 第8節 | | 既存建物撤去工事 | 工事期間中に設置する運営事業者の仮設事務所に水質試験室や書庫、備品倉庫兼洗濯乾燥室等がありますが、既存施設から仮設事務所への備品等の搬出入物があればご教示ください。 | 処理棟から移設するものはありません。 |
| 192 | 137 | 添付資料① | | | 各室内部仕上げリスト | 倉庫・物入の備考欄に「木棚・作業台・工具掛け」の記載がありますが、作業台・工具掛けは不要との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 193 | 137 | | | | 添付資料①内部仕上げリスト（案）<br>添付資料②建築機械設備リスト（案） | 添付資料①内部仕上げリスト（案）、添付資料②建築機械設備リスト（案）について、あくまでも参考とし、各社提案可能との理解でよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。ただし、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 194 | 137 | 添付資料<br>①～④ | | | | 内部仕上げリスト（案）等の記載がありますが、案としてとらえ、要求水準書の各項目に準じて各仕様を選定可と考えてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。ただし、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることとともに、提案内容が発注者のメリットになることを説明してください。 |
| 195 | 139 | | | | 添付資料①内部仕上げリスト（案） | 各室内部仕上げリスト（案）（管理部）の注記<br>「※管理部の居室外周廻り（外壁、スラブ）は断熱材を施工すること。」について、スラブの断熱材施工は1階の居室が地面に接している場合、スラブ下に断熱材を施工するとの理解でよろしいでしょうか。 | 1階居室の断熱は建築工事標準詳細図 断熱材打込み（寒地）により、床下と外壁（柱型を含む）の全面及びスラブ下の折り返しとしてください |
| 196 | 140 | 添付資料<br>② | | | 電気設備リスト（処理部、管理部） | リスト記載の照度基準は参考であり、123頁に記載のとおり各室の照度はJIS照度基準（JIS Z9110）を基に貴組合と協議の上、決定するものと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。 |
| 197 | | 別添 | 2 | | 新施設建設範囲図 | 新施設建設範囲内に収集車、し渣搬出車等の動線があります。工事期間中の車両動線についてご教示ください。 | 事業者の提案によります。 |
| 198 | | 別添資料 | 2 | | 新施設建設範囲図 | 敷地への出入りは既存出入口1か所のみ、かつ工事期間中も既存施設への車両の出入りがあることから、別添資料2の工事範囲では安全上、工事計画できません。<br>仮設計画については別添資料2に拘らず、仕様を含め任意設定可能と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、詳細は協議により決定します。 |
| 199 | | 別添資料 | 2 | | 新施設建設範囲図 | 別添資料2の新施設建設範囲内に仮設現場事務所や作業員休憩所、現場従事者用駐車場を確保することは困難です。<br>工事範囲外の敷地内空きｽﾍﾟｰｽを借用する計画は可能でしょうか。 | No.39に記載のとおりです。 |
| 200 | | 別添資料 | 2 | | 新施設建設範囲図 | 工事範囲外の敷地内空きｽﾍﾟｰｽの借用が不可能な場合、近隣で使用可能な土地はありますでしょうか。<br>使用可能な土地がある場合、使用料は必要でしょうか。または無償提供していただけますでしょうか。 | 工事範囲外の敷地内に、本組合所有地8760㎡（鶴巣大平字新田６０番7）があります。<br>当該土地の使用については、地元との協議が必要となりますが、使用を希望する場合は、本組合及び事業者で地元と協議を行い、地元の了承が得られた場合に使用を許可するものとします。<br>なお、使用料の有無を含む具体的な使用条件については、地元との協議の上、決定するものとします。 |
| 201 | 別添資料<br>12 | | | | | 別添資料12 実施数量図のCADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。 | 参加資格を有すると認められた入札参加グループの代表企業に対して、組合事務所で提示するものとします。なお、データの提供はCD-Rへの複写となりますので、CD-Rは持参してください。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

3　要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 第1章 | | | 総則 | 「本水準書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な設備または業務等については、運営事業者の責任においてすべて完備または遂行するもの」とされています。入札時点で合理的に予見できない業務については、必要に応じて業務範囲及び運営・維持管理業務委託料の変更について協議するとの理解でよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 2 | 4 | 第2章 | 第1節 | 4. | 敷地周辺設備 | (4)生活用水、(5)プロセス用水として、地下水(井水)を利用することとありますが、供与は無償と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 6 | 第2章 | 第3節 | 1. | 放流水量 | 放流水量70㎥/日以下とありますが、これは浸出水処理水48㎥/日程度を含まないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 13 | 第2章 | 第14節 | | 明渡し基準 | 明渡し時に「本施設の運営に必要な薬品等の用役を補充し、規定数量を満たした上で明け渡す」とありますが、「薬品等」とは薬品及び燃料を指し、「規定数量」とは各補充タンクを満量とすることを意味するとの理解でよろしいでしょうか。 | 施設引渡しリストと同等分を補充してください。 |
| 5 | 13 | 第2章 | 第14節 | | 明渡し基準 | 明渡し基準における「15年目までの補修費の年平均額程度の水準」について、設備は経年に伴い故障率や補修需要が増加するというバスタブカーブの考え方を踏まえると、16年目以降の補修費が15年目までの年平均額を超えることも想定されます。したがって、本基準は16年目以降の補修費を当該水準に拘束するものではなく、施設の継続使用可能性を判断するための目安との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりとします。 |
| 6 | 13 | 第2章 | 第14節 | - | 明渡し基準 | 「15年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、16年目以降においても安定的な稼働」とありますが、16年目以降何年間程度を想定しているのかご教示願います。 | 要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりとします。 |
| 7 | 14 | 第3章 | 第4節 | - | 勤務日及び時間 | 「標準的な運営事業者の勤務日及び時間は、本組合に準ずる」とありますが、し尿等の搬入時間を勘案した結果、必ずしも貴組合と同一の就業時間としなくても問題無いでしょうか。 | 問題ありません。ただし、事故や緊急時等において、本組合への連絡及び対応を速やかに行える体制を確保するものとします。 |
| 8 | 14 | 第3章 | 第4節 | | 勤務日及び時間 | 本組合に勤務時間は準ずるとありますが、具体的な勤務時間をご教示下さい。 | No.7に記載のとおりです。 |
| 9 | 15 | 第4章 | 第1節 | 4. | 沈砂の取り扱い | 沈砂の搬出先である一般廃棄物最終処分場の施設名、所在地、受入条件及び想定運搬距離をご教示ください。 | 沈砂の処分先は、次のとおりです。<br>名称：一般廃棄物最終処分場<br>所在地：黒川郡大和町吉田字欠ノ上古屋敷27番35<br>受入条件：可能な限り脱水すること<br>運搬距離：約20㎞ |
| 10 | 15 | 第4章 | 第1節 | 6. | 資源化物（助燃剤）の取り扱い | 助燃剤の搬出先である環境管理センター熱回収施設の所在地、受入条件及び想定運搬距離をご教示ください。 | 助燃剤の搬出先は、次のとおりです。<br>名称：環境管理センター<br>所在地：黒川郡大和町吉田字根古北50<br>運搬距離：約19㎞ |
| 11 | 15 | 第4章 | 第1節 | 7. | 助燃剤等搬出車両 | 計画している運搬車両が「密閉コンテナ式等、運搬時において外部へ臭気の漏洩しない対策を施した車両」の条件に合致するか確認するため、同条件を満たす車両の具体的な仕様又は判断基準をご教示ください。 | 要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりとします。 |
| 12 | 15 | 第4章 | 第1節 | 7. | 助燃剤等搬出車両 | 運搬車両は悪臭漏洩に配慮した密閉ｺﾝﾃﾅ式等とありますが、運営事業者が車両を購入または賃借等で用意するという事でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | 16 | 第4章 | 第2節 | 4. | 車両誘導 | 「車両を適切に誘導し」とありますが、道路標識や案内標識、監視カメラでの監視を基本的とし、必要に応じて運用面で対応するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 16 | 第4章 | 第2節 | 5. | 受入室監視 | 「搬入車両の搬入状況を監視し」とありますが、監視カメラ等により適宜監視を行うという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15 | 17 | 第4章 | 第3節 | 2 | 運転管理（適正運転） | 浸出水処理水は性能保証値の対象外とされていますが、本施設の処理水と合わせて放流することにより放流水質又は放流水量へ影響した場合、当該影響は運営事業者の性能未達として扱わないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 17 | 第4章 | 第3節 | 2. | 運転管理（適正運転） | 「浸出水処理水は水量・水質とも性能保証値の対象外とする」とありますが、運営事業者による浸出水処理水の水質分析業務は所掌外と理解してよろしいでしょうか。また、井水による希釈の要否の判断、希釈操作についても貴組合の所掌と考えてよろしいでしょうか。 | 運営事業者による浸出水処理水の水質分析業務は所掌外とします。また、井水による希釈の要否は組合所掌となります。 |
| 17 | 17 | 第4章 | 第3節 | 2. | 運転管理（適正運転） | 処理水は既存の放流管を利用し吉田川に放流すると理解しています。特定施設の届出にある処理水質基準確認検査のための採水場所は、公共用水域への排水口となっていますが、本件施設の場合、どこで採水するかご教示願います。またその場所は、浸出水処理水の流入前と理解してよろしいでしょうか。 | 放流ポンプ吐出配管を想定しています。 |
| 18 | 19 | 第4章 | 第5節 | 4. | 補修・修繕 | 契約不適合期間中に契約不適合が認められ、補修等を実施する場合、当該補修等に要する費用は、運営・維持管理業務委託契約書（案）29頁(4)に記載の固定費iiiに係る「事業期間中の総額」には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 19 | 19 | 第4章 | 第5節 | 4. | 補修・修繕 | 改良保全についての協議となり必要と承認をされた場合、改良についての費用は運営事業者が負担するのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 20 | 第4章 | 第5節 | 8. | 水槽清掃 | 水槽清掃に伴い発生する清掃汚泥の処分先は貴組合の一般廃棄物最終処分場または、環境管理センター熱回収施設と考えてよろしいでしょうか。なお、処分先が違う場合、貴組合で水槽清掃を実施した際の処分先をご教示ください。 | 清掃汚泥については組合の一般廃棄物最終処分場への搬出を可とします。なお、可能な限り脱水してから処分してください。 |
| 21 | 20 | 第4章 | 第5節 | 8. | 水槽清掃 | 浚渫物(汚泥混在の沈砂物など)は、産業廃棄物として処分するということでしょうか。 | No.20に記載のとおりです。 |
| 22 | 21 | 第4章 | 第7節 | 1. | 各種記録・報告書の管理 | 各種記録を報告書として提出とありますが、提出のタイミングについてご教示願います。（月毎・年毎など） | 要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりとします。 |
| 23 | 23 | 第4章 | 第8節 | 3. | 資源物・残渣物の搬出 | 沈砂、し渣、助燃剤を運営事業者で運搬する場合は一般廃棄物収集運搬の許可をいただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 大和町へ申請してください。 |
| 24 | 23 | 第4章 | 第9節 | 1. | 近隣対応（住民対応） | 周辺対策協議会は定期的に開催されるのでしょうか。当協議会にかかる準備工数・負荷を把握したいため、協議内容及び開催頻度についてご教示ください。 | 年1回以上を予定しています。協議内容は受注後に決定します。 |
| 25 | 23 | 第4章 | 第9節 | 1. | 近隣対応（住民対応） | 運営事業者の現場責任者は、環境衛生センター周辺対策協議会へ貴組合の支援を目的として出席するとの理解でよろしいでしょうか。<br>また、開催の頻度や住民説明に必要な資料として想定される資料についてご教授ください。 | お見込みのとおりです。<br>開催の頻度等については、No.24に記載のとおりです。 |
| 26 | 23 | 第4章 | 第9節 | 2. | 見学者対応 | 見学者の受付から説明まで、対応は全て運営事業者が行うということでよろしいでしょうか。 | 見学を希望する個人及び団体の受付対応並びに稼働状況及び環境保全状況等の説明についてはお見込みのとおりです。<br>なお、行政視察は発注者が主体となり行うものとします。 |
| 27 | 24 | 第4章 | 第9節 | 3. | 環境教育（普及啓発活動） | 現状想定される運営事業者の助力が想定される普及啓発活動内容があればご教示願います。 | 事業者の提案によります。 |
| 28 | 24 | 第4章 | 第9節 | 5. | 清掃 | 植栽等の業務範囲は「既存施設及び敷地外周の斜面を含む本組合敷地内全域、吉田川放流口付近の緑地（添付資料③参照）を含む」となっておりますが、敷地外周の斜面における範囲の詳細についてご教示いただけますでしょうか。<br>また、刈払いした草の処分方法についてもあわせてご教示ください。 | 添付資料4のとおりです。<br>なお、刈払いした草は受注者の責任において適切に処理してください。草刈りは、例年5月及び9月の年2回実施しています。 |
| 29 | 24 | 第4章 | 第9節 | 5. | 清掃 | 「冬季における積雪の際には、施設の運転に支障がないように、構内道路等の必要箇所の除雪を行うこと」とありますが、現在の除雪の頻度および実施状況（体制や実績等）についてご教示ください。また、除雪作業は重機・車両等を必要とするものではないとの認識でよろしいでしょうか。 | 現在は、接道する町道の除雪作業に伴い、除雪車の転回場所として構内の一部が除雪されている状況です。冬季期間の門扉の開閉方法については、受注後に協議するものとします。なお、これまで構内の除雪に重機や除雪機は使用していません。 |
| 30 | 24 | 第4章 | 第9節 | 6. | 警備 | 運営事業者が警備会社と直接契約するということでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 31 | 29 | | | | 添付資料② | 運営・維持管理期間の計画年間処理量の見込みが示されておりますが、し尿、浄化槽汚泥及び農集排汚泥の各処理量の年度別推移をご提示願います。 | 計画処理量の構成比率から算出し想定してください。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

4　落札者選定基準に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 第1章 | 2 | | 選定委員会の設置 | 事業者選定委員会を構成する委員の方は事後公表されるのでしょうか。また、委員会設置要綱は非公表でしょうか。ご教示ください。 | 事業者選定委員はお見込みのとおり、事後公表の予定です。また、委員会設置要綱は非公表とします。 |
| 2 | 6 | 第3章 | 6 | | 入札価格の定量化審査 | 定量化限度額の算定式をご教示頂けないでしょうか。 | 非公表とします。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

5　様式集に対する質問

| No. | 様式 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | カナ等 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 第5号 | 6 | 2/3 | | | 監理技術者の資格及び業務経験 | 原則、設計期間と現場施工期間では各々の監理技術者を計画するものと考えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書に対する質問No.5に記載のとおりです。 |
| 2 | 第5号 | 6 | 2/3 | | | 監理技術者の資格及び業務経験 | 乙型JVの場合、担当工種以外の監理技術者、現場代理人は常駐しなくても問題ないでしょうか。 | 可としますが、専任としてください。 |
| 3 | 第８号-3 | 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | | | | 「入札証明書第３章 2 (3) (b) 」に規定する施設の運転管理業務実績 | 運営・維持管理業務を構成員と協力企業が分担して業務を行い、当該協力企業について「入札説明書 第３章 2 (3) (b) 」に規定する運転管理業務実績を求められる場合、その実績を確認するため運営事業者が提出する様式第8号-3とは別に当該協力企業についても様式第8号-3を提出する必要があると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 第12号（別紙3） | | | | | 入札価格参考資料（市のライフサイクルコスト） | 変動費等の算出根拠となる処理量は，定格処理量45kl/日を採用する考えでよろしいでしょうか。 | 要求水準書【運営・維持管理業務編】添付資料②を参照してください。 |
| 5 | 提案書書類の作成要領 | (2)設計・建設工事に関する事項 | 13号-6 | 施設全体計画 | 屋外動線 | 注意事項に関する確認 | 作成要領の注意事項として、除雪時の雪置場を配置図へ記載する旨の記載がありますが、その意図をご教示いただけますでしょうか。<br>また、冬季の除雪作業はどのような体制で実施されておりますでしょうか。除雪頻度や積雪時に確保が必要な範囲、雪の堆積量の目安等があればご教示ください。 | 除雪時の雪置場は不要とします。<br>なお、冬季の除雪作業については、要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問No.29に記載のとおりです。 |
| 6 | 第13号 | | | | | 技術提案書 | 技術提案書の様式において，必要事項が記載されていれば，視認性を損ねない範囲で，余白範囲の変更及び図枠の装飾等の工夫は可能と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 第13号 | 技術提案書 | ― | ― | ― | ― | 技術提案書の様式において、「審査の視点」が提案書内に記載されていれば、「審査の視点」欄内の余白は視認性を損ねない範囲で詰めてもよいという理解でよろしいでしょうか。 | No.6に記載のとおりです。 |
| 8 | 第13号-1～18 | 技術提案書 | | | | | 提示されている様式はあくまで参考であり、提案書類等の作成要領に準拠していれば余白・書式等は調整可能と考えてよろしいでしょうか。 | No.6に記載のとおりです。 |
| 9 | 第13号-14-2 | 整備・補修一覧表 | | | | | 稼働20年目までの記載となっておりますが、本様式では基幹的設備改良工事等の大規模改修はないものとして記載すると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 第13号-15-1 | 維持管理費内訳表 | | | | | 算出条件に「定格運転の場合」かつ日数が固定した形で積算すると、「様式第12号等との整合」は難しいと考えます。さらに、電気用役量については「プラント設備用のみ」と記載されていますので、全体の電力使用量ではありません。本様式はどの様式とどの部分で整合を図るものかご教示ください。 | 変動費の提案単価が整合するという意味です。 |
| 11 | 第13号15-2 | 最大電力・使用電力量 | | | | | 計の数値は施設性能（放流水質等）の達成に直接必要な機器のみとし、使用電力量（kWh/日）、最大電力（kW）の数値は建築電力（エアコン・照明設備等）も含めた数値を記載すると考えてよろしいでしょうか。また、この場合、根拠資料の提出が必要になりますでしょうか。 | 計の数値には建築電力等は含まないものとします。 |
| 12 | 第13号-17-1 | 地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳 | | | | | SPCが運営事業者の場合、SPCから直接業務を請け負った企業は一次下請としてカウントされるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | 第15号 | | | | | | 「各小項目について400文字以内で提案内容を簡潔に示すこと。（各小項目につき，A4版・縦１ページ）」とありますが，1ページに１つの小項目の提案内容しか記載できないとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 参考資料5 | | | | | | 建設工事請負契約書(案) 第4条1項(1)~(5)及び同58条1項に記載以外のもので、特殊な保険等の有無、及び指定保険会社は無いものと考えて宜しいでしょうか。<br>条件がありましたらご教示ください。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 様式 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | カナ等 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15 | | | | | | | | 「入札説明書 第3章 2（3）本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件（c）」の配置予定技術者を様式集（Word版）第1回変更様式第8号-4に記載し提出してください。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

6　基本協定書（案）に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 5 | | | 特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金 | 特定事業契約が不成立となった場合の違約金について、第5条第2項（自己都合締結辞退等）、第6条第2項（不正行為）、第9条第3項（落札者の責による不成立）のいずれにも該当する事由が生じた場合、違約金は重複して請求されることはなく、いずれか高額な方が適用されると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 3 | 6 | 1 | 5 | 談合その他不正行為に対する措置 | 「事由の如何を問わず、宮城県、組合、富谷市、大和町、大郷町及び大衡村の指名停止措置を受けたとき」と規定されています。一方で、基本契約書前文においては「（指名停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので管理者が認めた場合を除く。）」と規定されております。本基本協定書第6条第1項第5号につきましても、基本契約書と同様であると理解してよろしいでしょうか。 | 基本協定書（案）及び基本契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 3 | 4 | 11 | 2 | 3 | 秘密保持 | 第１１条第２項第３号の「開示の後に組合又は落札者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」とあるのは、他契約書と同様に、「秘密情報の受領者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」との趣旨と理解してよろしいでしょうか。 | 下記と同様の趣旨です。<br>基本契約書（案）：開示の後に発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報<br>建設工事請負契約書（案）：開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報<br>運営・維持管理業務委託契約書（案）：開示の後に委託者又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報 |
| 4 | 4 | 11 | 3 | 1 | 秘密情報 | 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合についても、相手方に対する事前の通知が必要とされています。法令上の守秘義務を負う者に対する開示ですので、事前通知なしで開示できるよう修正いただけないでしょうか。 | 基本協定書（案）に記載のとおりとします。 |
| 5 | 5 | 11 | 3 | 4 | 秘密保持 | 「発注者と守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザリー業務受託者等」とは、本事業に係るアドバイザーに限定されると理解してよろしいでしょうか。 | 基本協定書（案）に記載のとおりです。 |
| 6 | 5 | 11 | 4 | | 秘密保持 | 行政情報として情報公開等を行う場合において、開示対象に受注者のノウハウ・営業秘密に該当する情報が含まれる場合は、競争力保護のため、開示範囲等について事前に受注者へ通知・協議させていただけますようお願いいたします。 | 基本協定書（案）に記載のとおりです。 |
| 7 | 5 | 11 | 5 | | 秘密保持 | 個人情報の取り扱いにおいて、本事業の準備や遂行に合理的に必要な範囲で行う文書等の複写・複製については、都度組合のご承諾は不要と理解してよろしいでしょうか。 | 基本協定書（案）に記載のとおりとします。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

7　基本契約書（案）に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | 前文 | カッコ書きにて「指名停止の措置用件が軽微な工事事故によるもので管理者が認めた場合を除く」と記載されておりますが、基本協定書第６条第１項第５号では、「事由の如何を問わず（略）指名停止措置を受けたとき」と規定されており、基本協定書と矛盾しているように読めます。<br>つきましては、仮契約締結後に生じた軽微な事故による指名停止措置については、特定事業契約を不成立としない趣旨であると理解してよろしいでしょうか。<br>また、その場合、基本協定書第6条第1項第5号についても基本契約書と同様の括弧書きを追記いただけないでしょうか。 | 基本協定書（案）及び基本契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 2 | 1 | 4 | 1 | | 入札説明書等の優先順位 | 提案書の記載内容が要求水準書を上回る場合、「発注者と受注者が協議の上、提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合」に限り、当該部分について提案書が要求水準書に優先するとされています。 一方、建設工事請負契約書（案）第1条第3項 及び運営・維持管理業務委託契約書（案）第1条第1項 では、いずれも「提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、提案書の記載が要求水準書等に優先する」とされており、協議・確認の手続は定められていません。 建設工事と運営・維持管理業務委託いずれにおいても、発注者・受注者間の協議・確認の場はいただける、という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 1 | 4 | 1 | | 入札説明書等の優先順位 | 質問回答書について、優先順位が各事業契約（本基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約）より下位とされています。一方で、質問回答書は各事業契約の解釈についての質問回答を含むことから、その範囲においては各契約条項を補充・具体化するものとして、契約解釈にあたって優先して参照されると理解してよろしいでしょうか。 | 基本契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 4 | 2 | 7 | 3 | 3 | 特定事業契約 | 「受託者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（略）」とありますが、正しくは「受注者」の誤記と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 4 | 14 | 2 | | 運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証 | SPCの設立の有無に関わらず、当該運営事業者が負担する損害賠償義務及び違約金支払義務は、第14条第2項に規定する金額を上限とするとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 5 | 18 | | | 損害賠償 | 受注者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償すると定められています。他方で、14条2項では、運営・維持管理業務委託契約に基づく損害賠償義務及び違約金支払義務については、委託料の10分の1又は翌事業年度の予定委託料のいずれか大きい額が上限とされています。運営・維持管理業務委託契約に基づく損害賠償義務については、14条2項が優先して適用される、という理解でよいでしょうか。 | 基本契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 7 | 5 | 20 | 2 | 3 | 秘密保持 | 「発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報」は秘密情報に含まれないとなっていますが、開示した側の当事者が自ら公表した等、開示した発注者又受注者の責めに帰すべき事由により公知となった情報も、もはや受領した当事者が秘密として扱う必要もないことから、秘密情報に含まれないとできませんでしょうか。 | 基本契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 8 | 5 | 20 | 3 | 1 | 秘密情報 | 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合についても、相手方に対する事前の通知が必要とされています。法令上の守秘義務を負う者に対する開示ですので、事前通知なしで開示できるよう修正いただけないでしょうか。 | 基本契約書（案）に記載のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9 | 6 | 20 | 3 | 4 | 秘密保持 | 「発注者と守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザリー業務受託者等」とは、本事業に係るアドバイザーに限定されると理解してよろしいでしょうか。 | 基本契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 10 | 6 | 20 | 4 | | 秘密保持 | 行政情報として情報公開等を行う場合において、開示対象に受注者のノウハウ・営業秘密に該当する情報が含まれる場合は、競争力保護のため、開示範囲等について事前に受注者へ通知・協議させていただけますようお願いいたします。 | 基本契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 11 | 6 | 21 | 1 | 3 | 個人情報の保護 | 第21条第3号の「発注者から提供された個人情報が記録された文書等の複写・複製」について、本事業の遂行に合理的に必要な範囲で行う限りにおいて、都度の発注者のご承諾は不要とさせていただけますでしょうか。 | 基本契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 12 | 6 | 22 | | | 管轄裁判所 | 「所属管轄」は、「専属管轄」の誤記という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | 6 | 22 | | | 管轄裁判所 | 「所属管轄」とありますが、「専属管轄」に読み替えてよろしいでしょうか。 | No.12に記載のとおりです。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

8　建設工事請負契約書（案）に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 1 | 3 | | 総則 | 質問回答書について、本約款より下位になっています。一方で、質問回答書は、本約款の解釈についての質問回答を含むことから、その範囲では本約款を補充するものとして、本約款の解釈にあたって参照されると理解してよいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 2 | 2 | 1 | 6 | | 総則 | 「設計図書等」の定義は設計図書と提案書と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 3<br>28 | 4<br>58 | 1<br>1 | (1)~(5) | 契約の保証<br>火災保険等 | 記載以外のもので、特殊な保険等の有無、及び指定保険会社は無いものと考えて宜しいでしょうか。<br>条件がありましたらご教示ください。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 4 | 第5条の2 | 2 | 1 | 著作権の譲渡 | 成果物を利用する範囲は本事業のためのみと理解してよろしいでしょうか。また、公表する成果物に受注者の秘密情報（ノウハウ・特許関連技術等）が含まれている場合につきまして、使用する内容は受注者の競争力に影響を与えることがありますので、その範囲については事前に受注者に確認・協議させていただけますようお願いいたします。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 5 | 5 | 7-2 | 3 | | 下請負人の健康保険等加入義務等 | 「制裁金」という用語が定義されていますが、文中で使用されていないように思われます。ご確認いただけないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 7 | 10-5 | | | 事前調査 | 受注者において、工事等に必要な調査（地質調査その他の用地調査及び本施設の建築準備調査等を含む）を行う、とされています。これは、要求水準書等で求められる範囲において実施すれば足りる、という理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 7 | 8 | 第10条の5 | 3 | | 事前調査 | 受注者の事前調査により地質障害・地中障害物等の瑕疵が判明した場合の発注者負担について規定されています。受注者が行う合理的な調査の範囲では事前に把握することが困難であった瑕疵が工事着手後に発覚した場合は、第18条第1項第4号又は第5号（条件変更等）に該当する事実として、第18条第4項・第5項に基づき設計図書の変更及び請負代金・工期の変更対象として処理されるという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 13 | 21 | | | 著しく短い工期の禁止 | 質問№9について、第21条を著しく逸脱しない範囲と解釈してよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 9 | 13 | 23 | 1 | | 発注者の請求による工期の短縮等 | 『発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは～』とありますが、特別な理由とはどのようなものを想定されておりますでしょうか。<br>現時点で考え得るもので構いませんので、ご教示ください。 | 現時点での想定はありません。 |
| 10 | 14 | 25 | 1 | | 請負代金額の変更方法等 | 第24条第1項及び第25条第1項のただし書において、協議開始から14日以内に協議が整わない場合に発注者が定めて通知する旨の規定があります。しかしながら、工期や請負代金額の変更額は、実際に発生した事由や追加費用等に基づいて両当事者が合意して定めるべき性質のものであり、一定期間の経過のみをもって発注者が一方的に決定することは適切ではないと考えます。協議が調わない場合であっても、一方的な決定ではなく、引き続き両当事者の協議等により決定するものとさせていただけないでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 11 | 14 | 26 | 3 | | 物価変動に基づく請負代金額の変更 | 『物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める』とありますが、計算に用いる指標は何になりますでしょうか。<br>現時点で考え得るもので構いませんので、ご教示ください。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 12 | 17<br>19 | 32<br>38 | 4<br>4 | | 検査及び引渡し<br>部分払 | 破壊検査及び復旧に直接要する費用は受注者負担とされていますが、 検査の結果、工事目的物が設計図書に適合していることが確認された場合の復旧費用については、発注者のご負担としていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 19<br>25<br>26 | 35<br>54<br>55 | 9<br>3<br>5 | | 前金払及び中間前金払解除に伴う措置<br>発注者の損害賠償請求等 | 本約款中に定められている遅延利息等の算定に係る「法定率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の率）」について、適用される率は「契約締結日時点の率」と「事由発生日（遅延発生日）時点の率」のいずれが適用されると理解すべきでしょうか。 | 協議により決定します。 |
| 14 | 24 | 第48条の2 | 3 | | 談合その他不正行為による解除 | 「受託者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が（略）」とありますが、「受託者」を「受注者」と読み替えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 15 | 24 | 50 | 2 | 1 | 公共工事履行保証証券による保証の請求 | 「請負代金債券」とありますが、「請負代金債権」と読み替えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 26 | 55 | 2 | | 発注者の損害賠償請求等 | 違約金の額が請負金額の10分の3に相当する金額「以上の」金額とされています。具体的に特定いただけないでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 17 | 26 | 55 | 2 | 2 | 発注者の損害賠償請求等 | 違約金の発動条件は、「受注者の債務について履行が不能となったとき」ではなく、「本事業の継続が不能又は著しく困難となったとき」など、契約の目的を達成できない状況に限定していただくべきではないでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 18 | 27 | 55-2 | 3 | | 履行遅滞の場合における違約金等 | 56条2項と内容が重複しているように思われます。ご確認いただけないでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 19 | 27 | 第55条の2 | 4、5 | | 履行遅滞の場合における違約金 | 天災等の不可抗力や法改正に伴い工期内に完成できない場合について、受注者の責に帰さない事由による遅延であるため、第55条の2第4項及び第5項の違約金請求規定は適用除外としていただけないでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 20 | 26<br>27 | 55<br>第55条の3 | 2<br>− | | 発注者の損害賠償請求等<br>賠償額の予定 | 違約金について、第55条第2項によるもの（請負金額の30%）と、第55条の3（談合その他不正行為による賠償金の予定20%）の両方に該当する場合、違約金・賠償金は重複して請求されることはなく、いずれか高額な方が適用されると理解してよいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 21 | 28 | 57 | 7 | | 契約不適合責任期間等 | 「民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない」とありますが、57条6項においては、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは、「民法の定めるところによる」とあります。契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは、民法第637条第1項が適用される、という理解でよいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 22 | 28 | 57 | 7 | | 契約不適合責任期間 | 『民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない』とあるのは、第1項及び第2項で合意した期間（要求水準書等に定める期間）についてのみ民法の期間制限（通知から1年等の原則）を適用しない趣旨であり、無制限に責任を負うものではないと理解してよいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 23 | 28 | 57-2 | 2 | | 性能保証責任 | 57条5項及び6項が性能保証責任にも準用される、とありますが、引用条文に誤りはないか、ご確認いただけないでしょうか。性能保証責任は、契約不適合責任として整理されている、ということでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 24 | 28 | 58 | 1 | | 火災保険等 | 本項目について建設保険の必須条件と、提案による運営保険に最低基準・承諾基準がある場合はその内容をご提示ください。組合共済の設備・地震・水害の補償範囲・免責額、既設施設損傷・汚染・工場製作・輸送中機器に対する保険の分担もご教示ください。 | 入札説明書等に記載のとおりです。 |
| 25 | 29 | 62 | 2 | 3 | 秘密保持 | 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報」とあるのは、「秘密情報の受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報」との趣旨であると理解してよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 26 | 29 | 62 | 3 | | 秘密情報 | 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合についても、相手方に対する事前の通知が必要とされています。法令上の守秘義務を負う者に対する開示ですので、事前通知なしで開示できるよう修正いただけないでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 27 | 30 | 62 | 3 | 4 | 秘密保持 | 第62条第3項第4号の『発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー』とは、本事業に係るアドバイザーと理解してよいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28 | 30 | 62 | 4 | | 秘密保持 | 「第62条第4項に基づき行政情報として情報公開等を行う場合において、開示する情報が受注者の営業秘密に該当する場合には競争力に影響を与えるため、開示の範囲については事前にご協議（または事前通知）願えませんでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 29 | 30 | 63 | | 4 | 個人情報の保護 | 「発注者から提供された個人情報が記録された文書等の複写・複製」について、本契約の履行及び本工事等の遂行に合理的に必要な範囲で行う限りにおいて、都度の発注者のご承諾は不要とさせていただけますでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 30 | ― | ― | ― | | 近隣住民リスク | 入札説明書39頁のリスク分担表では、近隣対応リスクの記載がありますが、建設工事請負契約には該当する記載が見当たりません。入札説明書のリスク分担表どおりのリスク配分、すなわち、工事の性質上通常避けられない周囲への影響による近隣住民リスクについては、発注者様に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 入札説明書に記載のとおりです。 |

様式第1号-3

# 入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 8年 11月 13日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に関する以下の質問について，次のとおり回答します。

9　運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 4 | 1 | | 契約保証金 | 運営事業期間の各事業年度契約保証金に相当するいずれかの補償を付さなければならない。とありますが、一方、但し書きに、免除の場合は、この限りではない。とあります。この免除を受けるための条件等がございましたら、ご教示ください。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）第4条第4項に記載のとおりです。 |
| 2 | 2 | 4 | 5 | | 契約保証金 | 「対象保証額」とあるのは、同条第2項で定義された「保証対象額」と同義と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 3 | 5 | 7 | | 業務遂行 | 「受託者は、本業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする」と規定されています。受託者の業務遂行に起因する苦情等については受託者にて対応いたしますが、本施設や本事業の設置・運営それ自体に対する苦情・反対運動等につきましては、公共事業の主体である委託者にて主体的にご対応いただける（受託者はこれに協力する）という理解でよろしいでしょうか。 | 入札説明書に記載のとおりです。 |
| 4 | 3 | 5 | 9 | | 業務遂行 | 「本業務の遂行に必要な限度でのみ、業務場所内の備品等を無償で使用することができる」とありますが、それら備品等のリストがございましたらご教示ください。 | 施設の設備・機器・備品類全てを指します。 |
| 5 | 3 | 5 | 11 | | 業務遂行 | 「備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受託者は、当該備品等を購入又は調達するものとする。」とありますが、「備品等」の「等」はどの範囲の物品や設備が含まれるのでしょうか。なお、不可抗力により用に供することができなくなった場合については、必ずしも受託者負担ではなく、44条（不可抗力によって発生した費用等の負担）により処理されるという理解でよろしいでしょうか。 | 備品等の範囲はNo.4に記載のとおりです。なお、不可抗力により用に供することができなくなった場合の対応は、お見込みのとおりです。 |
| 6 | 4 | 9 | 3 | | 知的財産権 | 第三者である権利者をして、知的財産権の譲渡等をさせてはならないと定められています。第三者の権利者による権利行使や処分を制限することは実際には困難ではないかと思われます。2項において「第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する」こととなっておりますので、発注者による利用権が確保される限りにおいては、第三者である権利者の譲渡までは禁止しなくても、発注者様に不都合はないように思われます。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 7 | 5 | 12 | 3 | | 本業務の範囲 | 第26条第1項および見出しの記載に合わせ、「本施設の試運転及び引渡し性能試験において」と読み替えてよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 8 | 6 | 16 | 2 | | 運転計画及び運転管理マニュアル | 「なお、受託者は、作成した運転管理マニュアルについて、本施設の運転にあわせて随時改善しなければならない。」とありますが、「改善を図らなければならない」又は「改善に努めなければならない」にご修正いただけないでしょうか。「改善」の具体的内容が現時点では明確ではなく、必ずしも「改善」が必要（改善できる）とは限らないように思われます。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 9 | 7 | 19 | | | 車両・重機等 | 「運営・維持管理業務の実施に必要な車両・重機等については、受託者が、受託者の責任及び費用負担において、本業務の遂行に支障のないものを用意する」とありますが、特殊な車両・重機等が必要なのか、もしくは、現在使用されている車両・重機等があればご教示ください。 | 必要な車両は要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。なお、その他で必要な車両は事業者の提案によります。 |
| 10 | 7 | 19 | | | 車両・重機等 | 運営・維持管理業務に必要な車両・重機等について、受託者が用意するとありますが、車庫証明等の諸手続きは業務実施場所での申請が可能なものとして考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 11 | 7 | 21 | 1 | | 長寿命化総合計画の整備 | 要求水準書では、長寿命化総合計画の作成は設計・建設事業者が行い、運営事業者は3年ごとに見直すこととされています。一方、本条文では受託者が長寿命化総合計画を作成するとされていますが、要求水準書と当契約書のどちらが優先されるのでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 7 | 22 | | | 施設見学者等への対応 | 第22条及び入札説明書8(2)カで、見学の受付、日程調整は委託者が行うとあります。一方で要求水準書9節2及び添付資料役割分担では事業者が行うことと記載されています。基本契約書第４条で解釈の優先が定義されておりますので、契約書22条により、施設見学の受付は委託者が行うとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問No.26に記載のとおりです。<br>なお、見学を希望する個人及び団体の受付は受託者が対応する旨に訂正します。 |
| 13 | 7 | 23 | | | 住民等への対応 | 入札説明書39頁のリスク分担表では、本施設の設置そのものに対する住民反対運動等は、発注者側負担となっております。本施設の設置そのものに対する住民反対運動等に関しては、発注者のほうで主体的に対応いただけるという理解でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 9 | 28 | | | 本施設に係る計測 | 「本施設に係る計測」について、別紙2では「要求水準書等に基づき記載する」とされていますが、具体的には要求水準書のどちらの規定が該当するのでしょうか。対象となる計測項目、頻度及び基準をご教示ください。 | 要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。 |
| 15 | 9 | 31 | 4 | | 要求水準書等の未達成 | 「要求水準書等の未達成が委託者の指示により生じた場合、その他委託者の責に帰すべき事由により生じた場合は、委託者は、必要に応じて委託料を変更するものとし、受託者に損害を及ぼしたときは、第58 条の規定に基づき当該損害を賠償しなければならない」とあります。これは、29条の自主規制値の未達成や、30条の公害防止基準値等の未達成においても、同様、と理解してよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 16 | 10 | 33 | 3 | | 性能未達期間中に生じる費用の負担 | 不可抗力により本施設が運転停止、緊急代替処理を行うこととなった場合、処理対象物の適正処理自体は一義的に委託者の責務であることを鑑み、緊急代替処理に要する費用については、別紙4の受託者負担の対象外として整理いただけないでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 17 | 11 | 36 | 4 | | 搬入管理 | 処理不適物等の混入により設備故障・修理等の追加費用が発生した場合の負担が規定されています。受託者が善良なる管理者の注意義務をもって搬入管理を行っていたにもかかわらず混入を防止・排除できなかった処理困難物・不適物に起因して生じた故障修理費や緊急代替処理費用（第33条）については、第33条第1項に準じて委託者にてご負担（または実態に応じた協議）いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 18 | 11 | 38 | 1 | | 性状 | 「処理対象物の性状が要求水準書等に定める性状の範囲内にとどまっている限り、受託者は性状の変動を原因とする委託料の変更、その他の費用負担を請求することはできない」とありますが、し尿、浄化槽汚泥、農集排汚泥の搬入割合が変わった場合は、この限りではないとの理解でよろしいか伺います。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 19 | 11 | 38 | 2 | | 性状 | 要求水準書に定める性状を逸脱した処理対象物の処理費用について、「委託者が当該説明の内容に同意したとき」と規定されています。受託者が水質検査結果や薬品・電力等の実費増加データを合理的に提示・立証した場合は、客観的事実に基づき誠実に協議の上、費用精算に応じていただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 20 | 11 | 38 | 2 | | 性状 | 要求水準書等に定める性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受託者が合理的に説明し、「委託者が当該説明の内容に同意したときは」、受託者は、費用の増加分を請求できると規定されており、委託者の同意が条件になっておりますが、不合理に同意は拒否されない、という理解でよろしいでしょうか。 | No.19に記載のとおりです。 |
| 21 | 12 | 38 | 4 | | 性状 | 第38条第4項に規定する「要求水準書等に定める性状の範囲」について、要求水準書に記載されたどの性状及び数値を基準として判断するのかご教示ください。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問No.51に記載のとおりです。 |
| 22 | 13 | 42 | 1 | | 法令変更 | 「法令変更」が行われた場合の報告義務が定められていますが、この「法令変更」というのは、受託者に損害・損失又は追加費用を発生させる法令変更に限定されている、という理解でよろしいでしょうか。「法令変更」の定義（1条4項(4)号）では広く一般の法令変更を対象としています。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 | 14 | 47 | 2、4 | | 本事業終了時の取扱い | 本事業終了時に受託者が委託者に提供すべき情報・資料（人件費、運転経費、財務諸表等）が列挙されています。これらの中に受託者固有の営業秘密・独自ノウハウが含まれる場合、委託者が第三者へ提供・開示する範囲や方法につきましては、受託者の競争力を害さないよう事前に受託者と協議させていただけますでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 24 | 14 | 47 | 5 | | 本事業終了時の取扱い | 「前項の規定による本運営業務委託契約の継続に係る合意」とあるのは、「第3項の規定による」の誤記と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 25 | 15 | 48 | 3 | | 本事業終了時の明け渡し条件 | 本項に定める第三者機関による「機能検査」は、要求水準書に定める3年ごとの精密機能検査をもって充当できるとの理解でよろしいでしょうか。異なる検査である場合は、検査内容、実施時期及び判定基準をご教示ください。 | お見込みのとおりです。 |
| 26 | 15 | 49 | 2 | 3 | 委託者の解除権 | 「受託者及び業務担当者その他使用人が委託者の指示監督に従わず、又は委託者の職務の執行を妨げたとき」が即時解除事由とされていますが、指示監督違反をもって直ちに即時解除とするのは制裁として厳しいように思われます。49条3項の催告の対象としていただけないでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 27 | 16 | 50 | | | 委託者による解除の場合の違約金 | 委託者解除に伴う違約金（残期間委託料の10%又は年間委託料の高い方）と、第53条（談合等不正行為による賠償金の予定10%）の両方に該当する場合、違約金・賠償金は重複して請求されることはなく、いずれか高額な方が適用される（または控除される）と理解してよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 28 | 16 | 50 | 2 | | 委託者による解除の場合の違約金 | 「委託者が前条に基づき本運営業務委託契約を解除した場合」とありますが、これは、前条（第49条）のうち2項と3項の解除のみを対象とすべきかと思います。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 29 | 17 | 53 | | | 談合等不正行為による賠償の予定 | 違約金については第50条と重複しないという理解でよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 30 | 19 | 60 | | | 第三者への賠償 | 第1項は受託者の責めに帰すべき事由による損害を対象としていますが、建設工事請負契約書約款第29条第2項と同様に、「本業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動等により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者が損害を負担する（受託者に善意注意義務違反がある場合を除く）」旨を本契約においても適用させていただけないでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 31 | 20 | 64 | | | 秘密保持 | 「発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった」というのは、「発注者又は落札者のうち秘密情報の受領者の責めに帰すことのできない事由により公知となった」との意味であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 32 | 20 | 64 | 3 | 1 | 秘密情報 | 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合についても、相手方に対する事前の通知が必要とされています。法令上の守秘義務を負う者に対する開示ですので、事前通知なしで開示できるよう修正いただけないでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 33 | 20 | 65 | | | 個人情報の保護 | 「発注者から提供された個人情報が記録された文書」の複写および複製につき、本基本協定の履行又は本事業の遂行に合理的に必要な範囲で行う限りにおいて、また個人情報が適切に管理されることを条件に、都度の発注者のご承諾は不要とさせていただけますでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 34 | 22 | 別紙1 | 1 | | 運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置 | 「公害防止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う」とありますが、その場合の対象期間、算定方法、減額率等をご教示ください。 | 個別の事案によります。 |
| 35 | 27 | 別紙2 | | | 公害防止基準値 | 公害防止基準値は、「要求水準書を基に記載する」とありますが、要求水準書【運営・維持管理業務編】の第2章、第3節「施設の性能」における１.放流水量、２.放流水水質、３.悪臭、4.騒音、５.振動がこれに該当する理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 36 | 28 | 別紙3 | 1 | | 運営・維持管理業務委託料の算定金額 | 固定費ｉにおいて「電力使用料金（管理部）」との記載がございます。御記載の「管理部」の意味合いは、処理量に依存しない項目すべてに関する電力使用料金と考えて宜しいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 37 | 28 | 別紙3 | 1 | | 運営・維持管理業務委託料の算定金額 | 固定費iiiの対価の算定方法で「固定費iii補修費用・点検・整備費、更新費、部品費等■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。ただし、支払金額の平準化に配慮した補修計画とすること。」とありますが、設備の状態を踏まえ、可能な範囲で年度間の偏りを抑えるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 38 | 29 | 別紙3 | 2 | (4) | 支払スケジュール | 「固定費iiiについては、委託者と受託者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費iiiの事業期間中の総額は変更しない。」との記載がございます。補修計画については、定期的に見直しを行うものと認識しておりますが、支払額の見直しは「残事業期間の補修計画」と「固定費iiiの残額」を踏まえて、各年度の支払額を再配分する、という対応になるのでしょうか。 | お見込みのとおりですが、支払額の平準化に配慮してください。 |
| 39 | 29 | 別紙3 | 2 | (4) | 支払スケジュール | 「固定費iiiについては、委託者と受託者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費iiiの事業期間中の総額は変更しない。」との記載がございます。補修計画については、定期的に見直しを行うものと認識しておりますが、大型補修の実施年度を変更した場合、当該大型補修に係る費用の全額について、変更後の実施年度に合わせて支払年度を変更することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、支払額の平準化に配慮してください。 |
| 40 | 30 | 別紙3 | 3 | (1) | 物価変動等の指標 | 変動費単価の「電力費」について、「各供給事業者等との需給契約が変更等された場合」に改定協議を行うとありますが、東北電力の電気料金における各単価の改定もこれに該当するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 41 | 30 | 別紙3 | 3 | (1) | 物価変動等の指標 | 業務委託料A 変動費(電力費)の指標において、「各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議」とあります。従量料金単価は需給契約の変更により変更となりますが、燃料調整費は毎月、再エネ賦課金は毎年変更となり、変動幅も大きいことから別紙３_3(3)ウの規定により、契約前協議にて協議できるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 42 | 30 | 別紙3 | 3 | (1) | 委託料A/その他費用、委託料B/その他の指標 | 指標として「「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）」との記載がございます。費用の内容に応じて、それにふさわしい別の指標がある場合は見直しを協議させていただけますでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 43 | 30 | 別紙3 | 3 | (1) | 固定費ｉ/人件費 | 人件費の指標として、「所定内給与」との記載がございます。この給与は、「現金給与総額」から、特別に支払われた給与（ボーナス、ベースアップの差額追給分、３か月を超える期間で算定される手当、一時的・突発的理由により支給される給与など)と超過労働給与(超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当など)を除いた給与であると認識しております。<br>委託料における人件費は、基本給だけではなく、時間外給与や賞与等も含む実際の労務費として積算されることから、その変動を包括的に反映する「現金給与総額」の方が人件費全体の変動をより適切に反映できる指標と考えます。このため、人件費に係る物価変動等の指標について、「所定内給与」に代えて「現金給与総額」を採用することをご検討いただけないでしょうか。 | 契約交渉時における協議とします。 |
| 44 | 30 | 別紙3 | 3 | (2) | 改定の条件 | 「（比較対象は令和8年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）」との記載がございますが、運営・維持管理業務委託契約書(案)の公表が令和8年10月であることから、一部の指標については8月末時点の公表値を取得することが困難となっております。<br>そのため、比較対象とする指標、取得時期および基準値については、契約締結時点で取得可能な最新データを踏まえ、契約締結時の協議により決定することとしていただけないでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 45 | 31 | 別紙3 | 3 | (3) | その他例外的な見直しについて | 運営期間中に、指標の増減傾向と、実費の増減傾向が異なるような場合に協議をしていただけるものと認識しております。<br>手配先が事業者に提出する①見積書や②価格改定の依頼書は、実費の増減傾向の根拠として取り扱っていただけるものと考えて宜しいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |
| 46 | 33 | 別紙5 | | | 保険 | 別紙5「保険」には、第三者賠償責任保険及び機械保険が示される一方、「上記は受託者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく、受託者の提案によるものとする。」と記載されています。<br>第三者賠償責任保険及び機械保険についても例示であり、付保の要否及び保険内容については受託者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 |